

THE JAPANESE JOURNAL OF
HISTORY OF PHARMACY

薬史學雑誌

Vol. 15, No. 1.

1980

一目 次一

原 報

貝類生薬の本草学的研究（第3報）

文蛤和名考	浜田善利, 日高啓子, 村上誠懸	1
「丹羽藤吉郎博士への彈劾書」を読む	安江政一	11
「丹羽藤吉郎博士への彈劾書を読む」に答える	木村雄四郎	15

史 料

中国の宋, 明, 清代における爆竹, 爆仗, 烟花(花火)	岡田 登	17
-------------------------------	------	----

資 料

神農本草經の収載薬品の配列について(2)

植物性薬品	浜田善利	26
-------	------	----

雑 錄

アユルヴェーダ大学, 研究所訪問記	伊藤和洋	39
新刊紹介・書評		43
会報報告		45

THE JAPANESE SOCIETY OF HISTORY OF PHARMACY

Nihon University, Pharmaceutical Institute,
Kanda-Surugadai, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan

薬史学誌

J. His. Pharm.

日本薬史学会

THE JAPANESE JOURNAL OF HISTORY
OF PHARMACY, Vol. 15, No. 1 (1980)

CONTENTS

Originals

Toshiyuki HAMADA, Keiko HITAKA and Nobuyoshi MURAKAMI: Historical and Herbological Studies in the Molluscan Drugs (3): 'On the Japanese Name of "Wen-ge".	1
Masaiti YASUE: Criticism on Kimura's "Document of Impeachment against Prof. Dr. NIWA".	11
Yushiro KIMURA: Answer to "Criticism on Kimura's Document of Impeachment against Prof. Dr. NIWA" written by Dr. YASUE.	15

Historical Records

Noboru OKADA: Chinese Bamboo-cracker, Bamboo-stick and Fire Works in Song, Ming and Qing Dynasty.	17
--	----

Document Research

Toshiyuki HAMADA: On the Arrangement of the Drugs contained in "Shen Nong Ben Cao Jing"(2): Botanical Drugs.	26
---	----

Miscellaneous

Reportage on Ayurvedic Colleges and Institutes by Kazuhiro ITO.	39
Book Review	43
News of the Society	45

入会申込み方法

下記あてに葉書または電話で入会申込用紙を請求し、それに記入し、年会費をそえて、再び下記あてに郵送して下さい。

〒101 東京都 千代田区 神田駿河台 1-8

日本大学 理工学部 薬学科 生薬学教室

滝 戸 道 夫

電話：03-293-3201（代）

貝類生薬の本草学的研究（第3報）¹⁾ 文蛤和名考²⁾

浜田善利³⁾, 日高啓子³⁾, 村上誠慈³⁾

Historical and Herbological Studies on the Molluscan Drugs (3)¹⁾
On the Japanese Name of "Wen-ge"²⁾

Toshiyuki HAMADA³⁾, Keiko HITAKA³⁾ and Nobuyoshi MURAKAMI³⁾

前報¹⁾で報告したように、神農本草經⁴⁾の中品^{4a, b, d)}あるいは上品^{4c)}に収載された文蛤は、Veneridae マルスダジガイ科, *Meretrix* ハマグリ属の海産二枚貝の貝殻とされる。また中国で、貝の種名 (specific name) としての文蛤⁵⁾は、*M. meretrix* (LINNAEUS) (= *M. petechialis* LAMARCK)のことである。日本では文蛤には一応ハマグリ *M. lusoria* (RÖDING) の貝殻をあてているが、ハマグリという名称は必ずしも *Meretrix* に限らず、Veneridae あるいはさらに広くハマグリ型の貝殻を有する二枚貝につけられた汎称とも考えられる。そこで前報につづいて、文蛤に対する和名を日本の文献および標本について検討した。

1. ハマグリについて

ハマグリ *Meretrix lusoria* (RÖDING) は貝の中でも古くから人生と最も深い関係をもってきたものの一つである。これについて金

丸⁷⁾は次のように述べている。

「蛤といふ貝は古来我が国人の生活とは甚だ関係の深い貝の一つであって、国語の辞典を引いて見ても、はまぐり棲、はまぐり蝶、はまぐり鍋、はまぐり鑿、はまぐり刃、はまぐり額、はまぐり水、はまぐり飯等の言葉があり、其の他婚儀に蛤の吸物は無くてはならぬものあり、日用の器具調度に蛤の意匠を用ひたものも相當にある。大正3年(1914)の春、平瀬貝類博物館では“文蛤展覧会”を開いた程で、之によっても蛤に関する資料の如何に多いかがわからう。又“父の恩は高き山にたとへ、母の愛くしみは深き海にたとふ。かくれば山に生ずる菌草は○○に似て、海に生ずる諸の貝は○○に似たり”(さへづり草)など蛤は女性の表徴とせられ、吉原の女の名簿の上に小さい蛤を描き、その閉ぢてあるのと開いてあるのとで玉代を異にすることを記したものなどもあり、此の方面にも面白い資料があるらしい。」

1) 薬史学雑誌, Vol. 14, No. 2, p. 53~66(1979).

2) 日本薬学会第99年会(1979年8月、札幌)にて発表。

3) 熊本大学薬学部 Faculty of Pharmaceutical Sciences, Kumamoto University, Location: Oehon-machi, Kumamoto city.

4) a) 清顧觀光重輯，“神農本草經”，卷3，中品，No. 236⁵⁾，人民衛生出版社，第1版第5次印刷，1958，p. 76；b) 明錢塘不遠盧復手錄，“神農本經”，中品，No. 236⁵⁾，浪華書林，復刻本，42才；c) 魏吳普等述，清孫星衍等輯，“神農本草經”，卷1，上品，No. 128⁵⁾，台灣中華書局，12版，1970，48才；d) 森立之編，“神農本草經”，卷中，中品，No. 229⁵⁾，盛文堂，1971，13才。

5) 浜田善利，薬史学雑誌，12(2)，62~69(1977).

6) 庄啓謙，“海洋科学集刊”，第5集，中国科学院海洋研究所，1964，p. 74.

7) 金丸但馬，VENUS III(3)，144~154，日本貝類学会，(1932).

ハマグリの語源については日本国語大辞典⁸⁾によれば、(1)ハマグリ(浜栗)の義とする説が最も多いが、その他、(2)ハマは浜、クリは石の義、石が地中にあるのに似ているところからとする説、(3)アハセメアツクアリ(合目厚在)の義であるとする説、(4)アウマキ(味貝)の義とし、キはクリの反であるとする説の諸説がある。

また *Meretrix lusoria* は、*Meretrix* が「遊女」の意味であり、*lusorius* は「遊びの」(relating to play or pleasure⁹⁾) という意味である。この *lusorius* は殻の内側に色彩や

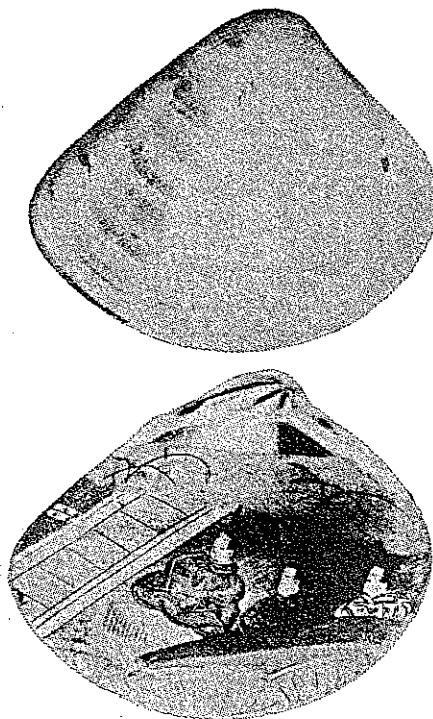


Plate I Type specimen of *Meretrix lusoria*

黄金を塗って記憶をためすゲーム、つまり日本の貝覆いの遊びに由来している¹⁰⁾。それはこの学名がつけられたタイプ標本が貝覆いのハマグリの1コで、内面に金泥と絵具で3人の公家が画かれたものであったことによる¹¹⁾。このタイプ標本の写真¹²⁾を PLATE I に示す。

2. 日本の古文献にみる文蛤の和名

文蛤は貝の名としては殻に文つまり小紫斑がある蛤のこととする¹³⁾。蛤は説文¹⁴⁾で盒と書き「蜃属，有三，皆生於海，千歳化為盒，秦謂之牡蛎，又云，百歲燕所化，魁盒，一名復累，老服翼所化，从虫合声」と説明している。

本草和名¹⁵⁾では「文蛤，表有文，一名蛤，出兼名苑，和名以多也加比」とし、また多識編¹⁶⁾では「文蛤，今案，末多良加伊，異名，花蛤」とする。ここにいうイタヤガヒとマダラガイは、他の文献にみるハマグリとは異質の名称である。これによって諸橋¹³⁾は文蛤の説明に貝の名としては、①蛤、②いたやがひ、帆立貝の類の二つをあげている。ちなみに文蛤は五倍子の別名でもある。

庖厨備用倭名本草¹⁷⁾では和名抄のイタヤガヒ、多識編のマダラガイをあげたあと、元升曰として「今マ俗ニハマグリト云フ，此ノ貝ナリ。コノカヒノナリアヒ，大抵子栗リノカタチニ似タル故ニハマクリト名付ケタルニヤ，其ノ形チマトカニシテ，ヤ、長ク，一方ハ大キニ一方ハ小ニシテ，首尾アルカ如シ。カラノウヘニ斑文アリ。サテ和名抄、多識編ニ出セル和名ハ異名ナルヘシ」といっている。

- 8) a) 日本大辞典刊行会，“日本国語大辞典”，全20巻，小学館，第1版第1次印刷，1972～1976；b) ibid. 第16巻，1975，p. 413.
- 9) Cassell's Latin-English, English-Latin Dictionary, London, fifth Edition, sixth Impression, 1977, p. 353.
- 10) 大山桂，ちりばたん，9(7)，170，日本貝類学会(1977).
- 11) 波部忠重，ちりばたん，10(2)，36(1978).
- 12) W. O. Cernohorsky, Rec. Auckland Inst. Mus. 11, 189(1974).
- 13) 諸橋敏次，“大漢和辞典”，5，大修館書店，縮刷版第2刷，1968，p. 565.
- 14) 許慎撰，“說文解字”，卷13上，22ウ，香港太平書局。
- 15) 深江輔仁，“本草和名”，下巻，14ウ，新刊多識編，文化書房，1973，p. 333.
- 16) 林羅山，“多識編”，卷4，27ウ，新刊多識編，文化書房，1973，p. 220.
- 17) 向井元升，難波恒雄編集，“庖厨備用倭名本草”，卷9，16ウ，漢方文献刊行会，1978，p. 158.

和漢三才図会^{18a)}では「文蛤，はまぐり，花蛤，和名波万久里，古云字牟木」として「接文蛤，在海浜，而形似栗，故俗名浜栗，大小不一，大者円三寸，小者五六分，灰白色，有紫黒文，而如花，鮮明，故曰文曰花」と説明している。

本草綱目啓蒙^{19a)}にはハマグリ，マダラガヒ，キハマグリ（黄蛤），アブラガヒ（ビンツケガヒ，紫海蛤），耳黒，耳白，ワケビ（宮津ハマグリ），小ハマグリ（小ビトハマグリ），ウスハマグリ，ヒメハマグリ，ハタビ，ワタリハマグリの名があげられている。

また目八譜^{20, 21, 22)}では浜栗の他に胡麻浜栗，小人浜栗，碁石浜栗，油介，白介，朝鮮浜栗，黄蛤，鳴花蛤，捻浜栗，簾浜栗，ワケビ，蟹潛，紅浜栗，姫浜栗，磯浜栗，癭蛤，薄浜栗，渡浜栗，富士蛤の名がある。このうち朝鮮浜栗はチョウセンハマグリ，紅浜栗はベニハマグリ，姫浜栗，癭蛤，富士蛤の3点はオキアサリ，薄浜栗はウスハマグリ，渡浜栗はマツヤマワスレとされる²³⁾。

3. ハマグリの類型

文献上ハマグリと名のつく貝のうち *Meretrix lusoria* (RÖDING) の型と考えられるものを、多くの異名を収録している本草綱目啓蒙，和漢三才図会，目八譜，岩川²⁴⁾，天野²⁵⁾，黒田²³⁾，日本国語大辞典^{8a)}によってまとめるとして、次のようなものがある。

(1) アブラガイ，一名ビンツケガイ，アブラハマグリ（岩川）

「ソノ全殻紫黒色ニシテ花斑ナキ者ヲアブラガヒト云ヒ，又，ビンツケガヒト云フ。東医宝鑑ニ紫海蛤ノ名アリ」（本草綱目啓蒙）

18) a) 寺島良安，“和漢三才図会”，卷47，介貝部，東京美術，第2版，1973，上，p.526；b) ibid, p.527.

19) a) 小野蘭山，杉本つとむ編集，“本草綱目啓蒙”，卷42，18オ～14ウ，早稲田大学出版部，1974, pp. 671～672；b) ibid. p.674.

20) 武藏石寿，“目八譜”，15巻，1843，国立国会図書館蔵。

21) 田中芳男，介類雑誌，2(1)，21～22(1908).

22) 金丸但馬，VENUS, I(2), 57, I(5), 171～175(1929).

23) 黒田徳米，VENUS, 21(4), 365～388(1961).

24) 岩川友太郎，介類雑誌，1(6)，193～198(1907).

25) 天野景従，VENUS, VII(3), 151～197(1937).

「有純褐色者名油貝」（和漢三才図会）

「石寿云，尋常ノ文蛤ニシテ，甲黒褐色ニシテ裏白色，光滑アリ大サ三寸以下五分以上ノ者ヲ云，色濃淡アル可シ。又，駒ノ爪ト云小形ノ者ヲ泥介ト云，狐介トモ云，此三名穩ナラズ。又，五六分ノモノヲ碁石介ト云，牙合也。世ニ云袖介則是也」（目八譜）

「殻の全面暗栗色にして花紋のないものをあぶらはまぐりといひ」（岩川）

「全部暗栗色のをあぶらがひ」（天野）

「褐色のハマグリをいう。びんつけがい」（日本国語大辞典）

(2) キハマグリ

「(其質白ク或ハ黄ニシテ紫黒斑文一ナラズ) ソノ黄質ナルモノヲキハマグリト云。寧波府志ニ黄蛤每一潮生一量殻有紋ト云是也」（本草綱目啓蒙）

「石寿云，即文蛤同種ニシテ肌黄色ニテ黒褐色或ハ紫黒色斑文一ナラズ，彩色濃淡アリ，極黄ノ者ヲ佳品トシテ愛玩ス，表裏トキ光滑ナリ。牙合也」（目八譜）

(3) ゴイシハマグリ，志奈介(丹敷の浦裏)

「石寿云（中略）夢溪筆談ニ云，大ナル碁石ノ如ニシテ，五六分ナル者ヲ碁石浜栗ト云。又，好事者，油介，白介五六分ナル者ヲ集テ碁石ニ代タル者アリ。又，蛤蜊ノ厚ヲ以テ切磋琢磨シテ白キ碁石ニ作ルト云，是ト同名ニシテ別也。今掌ルモノハ形象ヲ以テイフ所也。紋彩一ナラズ形碁石ニ似タルヲ以テ名ヲ異ニスルノミ」（目八譜）

「径碁石大にして黑白二種あるものをいしはまぐり」（岩川）

「てうせんはまぐりの厚貝は，磨砺いて白の碁石を作るに用あらるるにより，今はこれを

一名ごいしはまぐりと称す」（岩川）
「大きいのをゴイシハマグリ」（天野）
「貝、ちょうせんはまぐり(朝鮮蛤)の異名」
(日本国語大辞典)

(4) 小ハマグリ、小ビトハマグリ

「一種小ハマグリは、一名小ビトハマグリ、大サ三分許ニシテ花斑アリ、予州小人浦ノ名産ナリ」（本草綱目啓蒙）

「石寿云、唐本草ニ云、文蛤ノ三分斗リヨリ五分斗リノ者ヲ云。又、本朝紀聞ニ云、白色ニシテ小斑アリ、大サ二分程ナルヲ小人浜栗ト云、豊前小人島ニ出ス名物也」（目八譜）
「五厘大の幼貝をこびとはまぐり」（岩川）
「極小なるものをこびとはまぐり」（天野）

(5) ゴマハマグリ

「石寿云、文蛤初生二、三分ノ者ヲ云、彩紋一ナラズ、大小ヲ以テ名ヲ異ニスルノミ、二分以下ノ者稀也、愛玩スペシ、牙合也」（目八譜）

「大き二三分許にして、彩紋一ならざるをごまはまぐり」（岩川）
「波線状の淡褐色の模様あるをごまはまぐり」（天野）

(6) シマハマグリ

「石寿云、即文蛤同種ニシテ肌褐色或ハ赤褐色、赤黒色或ハ黃黑色、濃淡縱横太細鷗形鮮明ニシテ光滑アリ、大小一ナラズ、美麗愛スルニ足レリ、牙合也」（目八譜）

(7) シロカイ、一名シロハマグリ

「石寿云、常食料トスルモノノ内ニ交テアリ、袖長方蒼色或黒アリ、此黒色無キモノヲ耳白ト云、小ナルヲ碁石介ト云、大ナル者ニ裏ニ金箔ヲ置テ極彩色ノ絵ヲ施テ貝桶ニ納ルモノ是也。洗磨セサル時ハ淡黄色ニシテ不美、灰或ハ砂ヲ以テ磨スレバ美麗ニシテ潔白色トナル、其後黄或淡青色ノ巾ヲ以テ拭フヘシ、則光滑ナラシム、是亦文蛤ノ属種ナリ、色ヲ以テ名義ヲ異ニス、大中小數品アリテ不同ルナ

リ」（目八譜）

「貝殻の前背面後背面が内外共に白色なのを
しろはまぐり又はしろかひ」（天野）

(8) ネジハマグリ

「石寿云、即花蛤同種ニシテ肌白色ニテ文彩赤褐色、濃淡虎皮文アリ、大サ一寸七分斗リ身ノ方深ク蓋少シ浅ク鼻身ノ方蓋ヘソキ込タル形ニテ甲唇トモニ捻レ噛ミテ捻アサリニ似タリ。海底岩石或ハ大ナルヤギニハサマレテ形変シタルモノ成ルヘシ、又、自然変生ノモノカ、疑ラクハ定形ノモノニハアルヘカラズ、牙合也。象形数種ニシテ一ナラズ」（目八譜）

(9) ハタビ²⁶⁾

(本草綱目啓蒙)

(10) 耳黒

「(耳ノ)紫黒色ナルヲ耳黒ト云、尋常ノハマグリナリ」（本草綱目啓蒙）

(11) 耳白²⁷⁾

「(耳ノ)白色ナルヲ耳白ト云」（本草綱目啓蒙）

「有純白無文者、名耳白貝」（和漢三才図会）

「耳白、眼科ノ用ニ入ル、耳白至テ稀ナリ、ハマクリカイノ辺白キヲ云」（用薬須知続編）²⁸⁾

(12) ワケビ、一名宮津ハマグリ

「一種両頭相等シキ者ヲワケビト云、一名宮津ハマグリ、即丹後ニ産スルハマグリナリ」
(本草綱目啓蒙)

「石寿云、文蛤ト大同小異ニシテ形円ク両袖少シ張出シ、三角ノ趣アリ、紋彩光沢花蛤ニ異ル事ナシ、文理斑文変化極ナシ、大サ二分斗リヨリ寸半ニ至ル、寸余ノ者稀ナリ」（目八譜）

(13) カニヒソミ

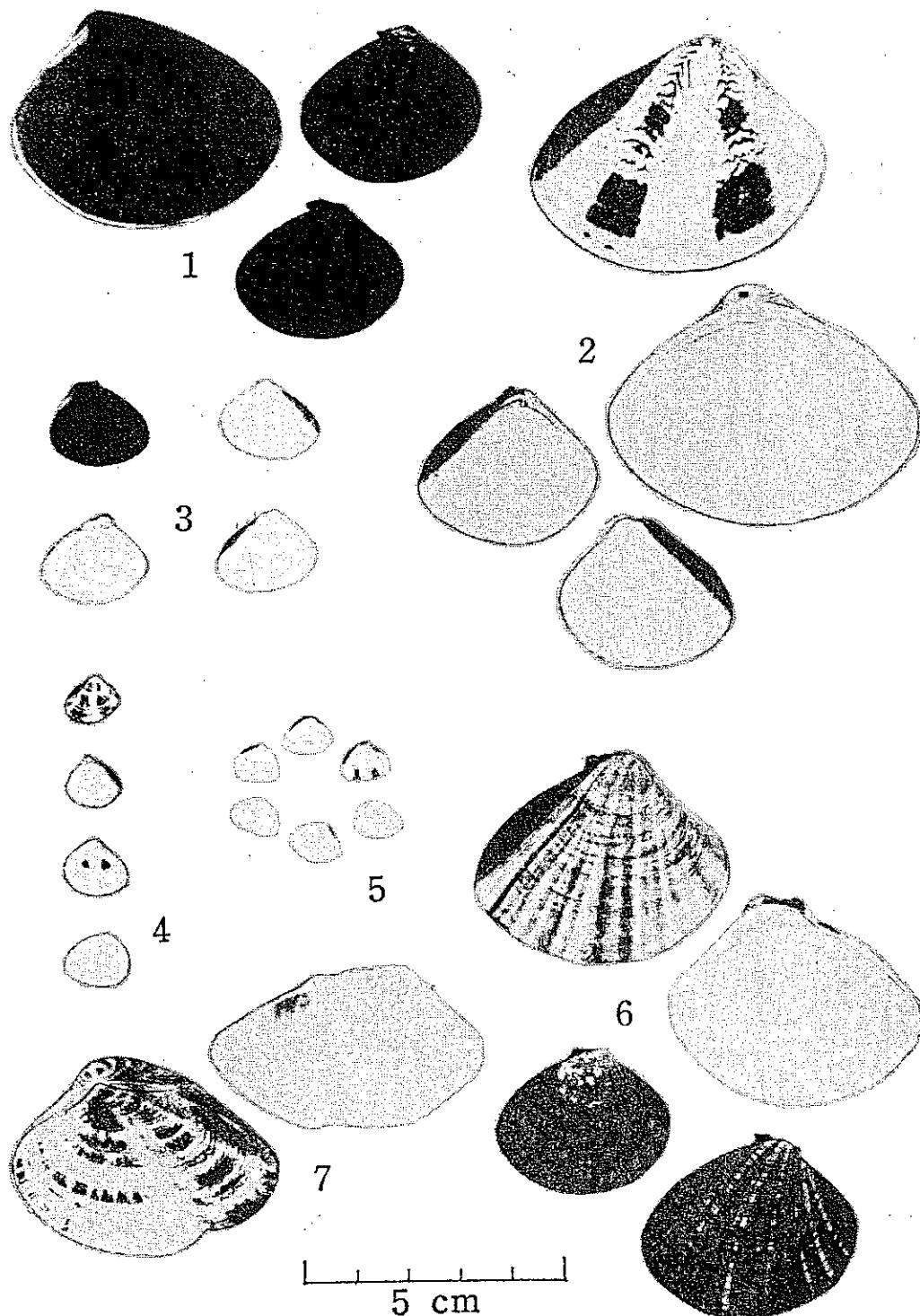
(目八譜)

「ハマグリであるが、共棲ガニを主体として扱っておる」（黒田）

26) 名称のみで説明はない。

27) 目八譜には独立の項目はないが、白介の説明中に耳白の名がある。

28) 松岡玄達、難波信雄編集、『用薬須知続編』、巻2、18ウ、用薬須知、漢方文献刊行会、1972、p.694.



Figs. 1-7 Some variations of *Meretrix lusoria* in "Mokuhachi-fu"

- 1: Abura-gai,
- 2: Ki-hamaguri,
- 3: Goishi-hamaguri,
- 4: Ko-hamaguri,
- 5: Goma-hamaguri,
- 6: Shima-hamaguri,
- 7: Neji-hamaguri.

目八譜に収載する油介、黄蛤、碁石浜栗、小人浜栗、胡麻浜栗、鳴浜栗、捻浜栗の図を、Figs. 1-7 に示す。

4. ハマグリと名のつく種類について

現在ハマグリの呼称を種名にもつ貝の名を

肥後俊一編、日本列島周辺海産貝類総目録^{29a)}（以下肥後目録と略称する）および清水仁編、日本産貝類総目録[二枚貝、ツノガイ]^{30a)}（以下清水目録と略称する）によってみると、肥後目録に36、別に異名が2、清水目録に29ある。その内容を TABLE I に示す。

TABLE I Japanese Name containing "HAMAGURI" in It

科・属	肥後目録	清水目録	
Vesicomyidae <i>Vesicomya</i>	オトヒメハマグリ科 オトヒメハマグリ属	オトヒメハマグリ(黒田) ナカイオトヒメハマグリ(黒田)	
Turtoniidae <i>Turtonia</i>	ノミハマグリ科 ³¹⁾ ノミハマグリ属	ノミハマグリガイ(黒田)	
Veneridae <i>Pitar</i>	マルダレガイ科 ユウカゲハマグリ属	ユウカゲハマグリ(平瀬) レモンハマグリ(黒田) ガンギハマグリ(黒田) ムラクモハマグリ(黒田) イオウハマグリ(平瀬) ウスハマグリ(目八) マダライオウハマグリ(平瀬) オトコエシハマグリ(岩川) ³²⁾ オミナエシハマグリ(六介) ³²⁾ ケショウオミナエシハマグリ (黒田) ³³⁾ シロウスハマグリ(波部) スナカムリハマグリ(黒田、波部) チヂミマメハマグリ(淹巖) ³⁴⁾ カガミハマグリ(黒田) ³⁴⁾	ユウカゲハマグリ(平瀬) レモンハマグリ(黒田) ガンギハマグリ(黒田) ムラクモハマグリ(黒田) イオウハマグリ(平瀬) ウスハマグリ(目八) マダラユオウハマグリ(平瀬) チヂミマメハマグリ(淹巖) ³⁴⁾ カガミハマグリ(黒田) ³⁴⁾
<i>Costellipitar</i>	チヂミマメハマグリ属	チヂミマメハマグリ(淹巖) ³⁴⁾	
<i>Callocardia</i>	オフクハマグリ属 ³⁵⁾	オフクハマグリ(波部)	
<i>Callista</i>	マツヤマワスレガイ属	ヌリツヤハマグリ(黒田)	
<i>Costacallista</i>	フジイロハマグリ属 ³⁷⁾	フジイロハマグリ(黒田)	
<i>Samarangia</i>	コンゴウハマグリ属	コンゴウハマグリ(黒田)	
<i>Meretrix</i>	ハマグリ属	タイワンハマグリ(黒田) ハマグリ(目八) シナハマグリ(黒田)	
		コンゴウハマグリ(黒田) ³⁸⁾ タイワンハマグリ(黒田) ハマグリ(目八) シナハマグリ(黒田)	

29) a) 肥後俊一，“日本列島周辺海産貝類総目録”，長崎県生物学会，1973；b) ibid. p. 324.

30) a) 清水仁，“日本産貝類総目録”[二枚貝、ツノガイ]、貝の会，1971；b) ibid. p. 30.

31) 清水目録では Erycinidae コフジガイ科とする。なお波部^{42a)}はノミハマグリ科とする。

32) 清水目録ではそれぞれオトコエシ(岩川)，オミナエシ(六介)とする。

33) 清水目録ではケショウオミナエシ(黒田)とし、波部はケショウオミナエシガイ(黒田)とする。

34) 清水目録ではチヂミマメハマグリ亜属としてユウカゲハマグリ属に入れる。

35) 波部はコオフクハマグリ(波部)1種を追加する。またオフクハマグリは(黒田)でなく(波部)とする。

36) 清水目録ではフジイロハマグリ亜属としてマツヤマワスレガイ属に入れる。

37) 波部はフジイロハマグリ亜属としてマツヤマワスレガイ属に入れる。

38) 清水目録では本種を *Petroderma* とする。

<i>Katelysia</i>	スダレハマグリ属	ミスハマグリ(黒田) チヨウセンハマグリ(目八) スダレハマグリ(目八) ダルマハマグリ(大山) アニワハマグリ(爪田) エゾハマグリ(波部) (=ホソシジハマグリ, 岩川) コガタエゾハマグリ(波部) ³⁹⁾ (=ハイイロエゾハマグリ, 黒田)	ミスハマグリ(黒田) チヨウセンハマグリ(目八) スダレハマグリ(目八) ダルマハマグリ(大山) アニワハマグリ(爪田) エゾハマグリ(波部) ホソシジハマグリ(岩川) ハイイロエゾハマグリ(波部)
<i>Liocyma</i>	エゾハマグリ属		
<i>Callanaitis</i>	ユメハマグリ属	ユメハマグリ(黒田)	ユメハマグリ(黒田)
Mesodesmatidae	チドリマスオガイ科		
<i>Atactodea</i>	イソハマグリ属	イソハマグリ(目八)	イソハマグリ(目八)
Mactridae	バカガイ科		
<i>Mactra</i>	バカガイ属	ベニハマグリ(六介)	ベニハマグリ(六介)
Kelliellidae	ケシハマグリ科		
<i>Kelliella</i>	ケシハマグリ属	ケシハマグリ(波部) ⁴⁰⁾	
Thyasiridae	ハナシガイ科		
<i>Axinopsida</i>	ユキヤナギガイ属	ミズイロハマグリ(黒田) ⁴¹⁾	

TABLE I により、現代において〇〇ハマグリと命名されたものは別として、古書にあげられているものは目八譜のウスハマグリ、ハマグリ、チヨウセンハマグリ、スダレハマグリ、イソハマグリ、それに六百介品⁴²⁾のベニハマグリである。

5. イタヤガイとマダラガイについて

文蛤にあてる和名を本草和名ではイタヤガイとし、多識編ではマダラガイとする。現在イタヤガイとよばれる貝は Pectenidae イタヤガイ科, *Pecten* イタヤガイ属のイタヤガイ(本和) *P. (Notovola) albicans* (SCHRÖTER) (=*P. laqueatus* SOWERBY)^{29b, 30b, 43b)} であり、この和名の出典は本草和名である。故に現在も種名としてイタヤガイの名称は用いられているが、これは文蛤とは全く無縁のものである。一方マダラガイは現在貝の和名としては用いられていない。

イタヤガイは和漢三才図会^{18b)}では車渠にあてて「ホタテガヒ、イタヤガヒ、海扇、俗名帆立貝、又云、板屋貝」とある。現在では勿論ホタテガイはイタヤガイとは別種である。なお車渠については本草綱目啓蒙^{19b)}でシャコとして、イタヤガイまたはホタテガイとは別とする。

6. 考察

ハマグリは人間の生活にとって昔から関係の深い貝であった。それ故に上にあげたように多くの名称をもつに至っている。また現代の貝類学関係の文献にみられる種名においても和名の中にハマグリの呼称をもつものは数多くみられる。しかし文蛤として考える場合は、目八譜や六百介品などの古書に由来するもの以外は、歴史的な文蛤とは一応区別してとりあつかうべきである。従ってここで検討の対象として考えられる範囲は、ウスハマグ

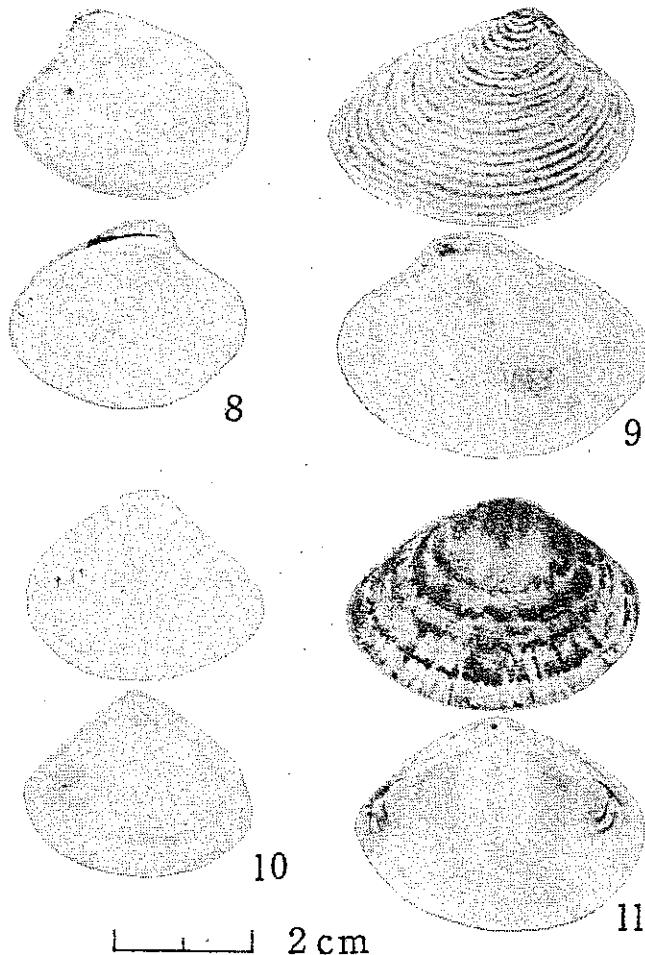
39) 波部は和名はないとする。

40) 鹿児島湾内燃島に産する化石種である。

41) 波部は和名はないとする。

42) 金丸但馬, VENUS, I(2), 55(1929).

43) a) 波部忠重, “日本産軟体動物分類学”二枚貝綱/掘足綱, 図鑑の北隆館, 初版, 1977; b) ibid. p. 89.



Figs. 8-11 Four species having "Hamaguri" in their Japanese names

8: Usu-hamaguri, 9: Sudare-hamaguri,
10: Iso-hamaguri,
11: Beni-hamaguri.

リ, ハマグリ, チョウセンハマグリ, スダレ
ハマグリ, イソハマグリ, ベニハマグリとす
るのが適當である。

この中でハマグリとチョウセンハマグリに
ついてはすでに前報であれた。その他のウス

ハマグリ *Pitar (Pitaria) japonicum* KURODA
et KAWAMOTO^{44, 45a, 46a, 47, 48a, 49a} とスダレ
ハマグリ *Katelysia (Hemitapes) japonica*
(GMELIN)^{49b, 50a, 51a} は Veneridae マルスダレ
ガイ科の貝であって、ハマグリには類似し

- 44) 河本卓介, 田辺澄生, “山口県産貝類目録”, 山口博物館, 1956, figs. 1~4, p. 89.
- 45) a) 平瀬信太郎, 滝庸増補改定, “日本貝類図鑑”, 文教閣, 第1版, 1951, pl. 35, fig. 1; b) ibid. pl. 52, fig. 5; c) ibid. pl. 50, fig. 1.
- 46) a) 岡田要他, “原色動物大図鑑”, 三, 北隆館, 初版, 1960, pl. 30, fig. 10, p. 59; b) ibid. pl. 29, fig. 7, p. 58; c) ibid. pl. 28, fig. 5, p. 55.
- 47) 波部忠重, “続原色日本貝類図鑑”, 保育社, 1961, pl. 58, fig. 19, p. 130.
- 48) a) 波部忠重, 小菅貞男, “貝”, 標準原色図鑑全集, 3, 保育社, 初版, 1967, pl. 58, fig. 1, p. 153;
b) ibid. pl. 56, fig. 1, p. 149; c) ibid. pl. 59, fig. 1, p. 157; d) ibid. pl. 59, fig. 17, p. 158.
- 49) a) 生物学御研究所, “相模湾産貝類”, 丸善, 初版, 1971, pl. 90, fig. 11, p. 642 (和文), p. 415 (英
文); b) ibid. pl. 59, fig. 11, p. 668 (和文), p. 435 (英文).

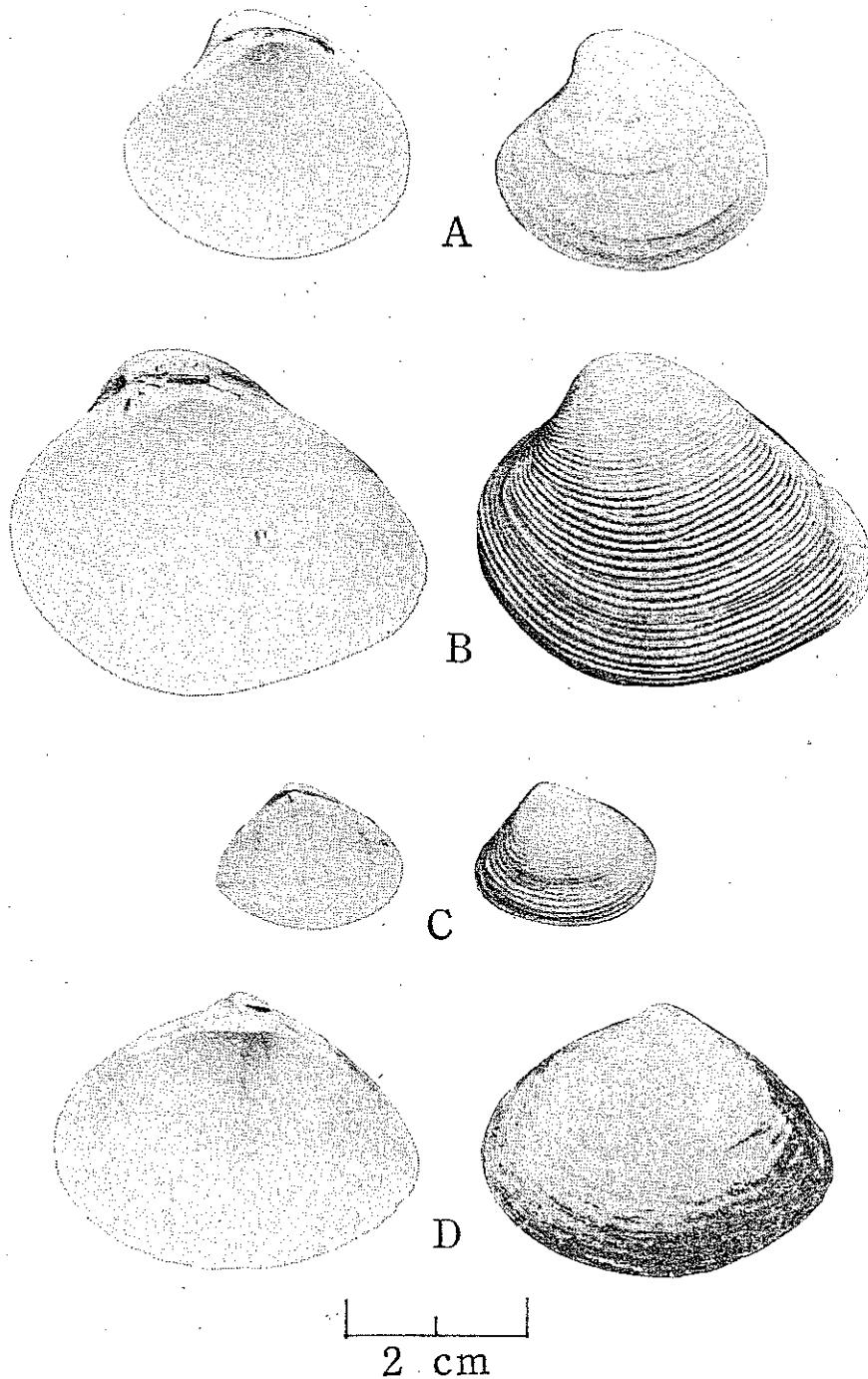


Plate II Specimens of *Pitar*, *Katelysia*, *Atactodea* and *Mactra*

- A: *Pitar (Pitaria) japonica* (collected in Terayama, Fukuoka)
- B: *Katelysia (Hemitapes) japonica* (col. in Okinawa)
- C: *Atactodea striata* (col. in Amami, Kagoshima)
- D: *Mactra (s.s.) ornata* (col. in Isshiki, Aichi)

た外形を示す。一方、イソハマグリ *Atactodea striata* (GMELIN)^{45a, 45b, 48c, 50b, 51b} は Mesodesmatidae チドリマスオガイ科の貝であるが、まだハマグリ型とみられないこともない。それに対してベニハマグリ *Mactra (s.s.) ornata* (GRAY)^{45c, 46c, 48d, 49b, 50c} は Mactridae バカガイ科の貝であって、前後への尖りはあまり差がない、李時珍⁵²が引用する「一頭小、一頭大」および庖厨備用倭名本草にいう「一方ハ大キニ一方ハ小ニシテ首尾アルガ如シ」などの記述とは異なる。故にベニハマグリはハマグリの名はあるが、古人が文蛤として考えた範囲には入らない可能性が大きい。

ちなみにこれら各種の分布状態は次のようにになっている。

ウスハマグリは本州房総半島以南から四国、九州にかけて分布し、水深 10~50m の砂底にする。

スダレハマグリは四国、九州南部から沖縄、台湾にかけて分布し、潮間帯から水深 20m の砂底にする。

イソハマグリは本州房総半島以南、四国、九州、沖縄から台湾にかけて分布し、潮間帶上部の砂底にする。

ベニハマグリは本州房総半島以南、四国、九州から中国にかけて分布し、水深 10~60m の細砂底にする。

目八譜に収載する以上 4 種の図を Figs. 8~11 に示す。また標本の写真を PLATE II に示す。

次にハマグリ *Meretrix lusoria* (RÖDING) の中において、アブラガイ、キハマグリ、シロカイなど殻表の色彩と斑紋によってつけられた名称、およびゴイシハマグリ、コハマグリ、ゴマハマグリなど殻の大小によってつけられた名称は、現在は和名としては通用しない。しかしこれらを含めたハマグリ類 (*Meretrix*)、即ちハマグリとチョウセンハマグリ、

それにウスハマグリ、スダレハマグリ、イソハマグリなどが、日本では文蛤にあてるハマグリの概念の中に包含されていたと考えることができる。

謝辞

本研究にあたり文献および標本についてご教示いただいた波部忠重氏、また貴重な標本を分与された桜井欽一、稻葉亨、岡本正豊氏に深謝する。さらに目八譜の閲覧および写真撮影に便宜を与えられた国立国会図書館に謝意を表する。

Summary

The molluscan drugs "Wenge" 文蛤 has been thought to be the shells of *Meretrix*, Veneridae, or some bivalves in Japan. But there are many shell's names including "Hamaguri" in Japanese. In this study, we investigated such names and the specimens of some kinds of bivalves.

We could recognize more than thirty species having such names in the modern lists of Japanese bivalves. However, there were only six species which we could treat as the more suitable names for "Wenge", ie. (1) Hamaguri (*Meretrix lusoria*), (2) Chosen-hamaguri (*M. lamarckii*), (3) Usuhamaguri (*Pitar (Pitaria) japonicum*), (4) Sudare-hamaguri (*Katelysia (Hemitapes) japonica*), (5) Iso-hamaguri (*Atactodea striata*), (6) Beni-hamaguri (*Mactra (s.s.) ornata*).

(1) and (2) were real materials as "Wenge". (3), (4) and (5) had the nearly same shells to *Meretrix*. Only (6) had different shape of the shells from others.

We could consider that (1)~(5) were treated as "Wenge" since old days in Japan.

- 50) a) 吉良哲明、"原色日本貝類図鑑", 保育社、改訂 2 刷、1960, pl. 57, figs. 2~3, p. 148; b) ibid. pl. 57, fig. 33, p. 149; c) ibid. pl. 58, fig. 7, p. 150.
- 51) a) 岡田要他監修、"新日本動物図鑑", 中、北隆館、3 版、1969, p. 274, No. 1036; b) ibid. p. 278, No. 1050.
- 52) 明李時珍撰、"本草綱目", 卷 47, 介部, 商務印書館, 平装 6 冊本, 2 版, 1967, 6(23), p. 32.

「丹羽藤吉郎博士への弾劾書」を読む

安江政一*

Criticism on KIMURA's "Document of Impeachment against Prof. Dr. NIWA".

Masaiti YASUE*

木村¹⁾は本誌第14巻に「丹羽藤吉郎博士への弾劾書」なるものを発表した。筆者が丹羽藤吉郎論、その1²⁾を投稿してから約1年半後のこと、本誌においては、丹羽論、その2³⁾と同じ号に掲載された。木村はこれを発表した理由を次のように述べている。「今や日本薬学会も創立100年を迎えるに当りわが薬学教育の裏面史を語る貴重な資料として公開したというのである。丹羽論をかいた筆者の立場からみると、筆者の所論が丹羽を過大評価していると判断し、丹羽の重大な欠陥を誇示するために出たとも受取れる。しかし木村は弾劾書のあとに、根本の好意的丹羽評伝⁴⁾をつけ加えている。このように、内容のかみあわない資料を、だまって並べるだけでは読者をまごつかせる。何の目的で発表したのか理解し難くなるのである。資料を学会に公表するためなら、よけいな他人の論文など引用せず、その由来と自らの見解を示すべきである。

筆者が丹羽に关心を持つようになったのは、丹羽論の冒頭でのべたように、「丹羽は薬学に禍をもたらした人」としての、反丹羽的の关心からであった。ときどき「薬学の死守」

とか、「長井を薬学に迎えた功労者」というような評価が出るので、このあたりの矛盾を解明しようと考えて、丹羽についての文献を調べることにしたのである。筆者はこの調査の最初のまとめを「薬学史概説」の一部として、定年退職記念誌(1975)にかいた。このときの結論は、まだ丹羽非難に傾いていた。その後、調査が進むに従って、徐々に丹羽の見解が理解できるようになって評価も変化した。筆者の丹羽批判の根拠は主に医学関係者からきいた談話で、そのうち文献で確認できたのは「医師殺人論」であった。しかしこれも丹羽の主張に対して、排斥論者がつけた名称であることがわかった。なお今回発表された木村の新資料は、筆者にとっては、丹羽論の冒頭に引用すべき一文献となるが、既に発表した丹羽論には何の変更も加える必要のないものであった。

わが国の薬学の歴史をのべようとすると、かかわりのある人達がまだ存命中で、さしさわりが出ないとも限らない。筆者が丹羽論をかき始めたとき、丹羽支持者からの反発をおそれた。医師殺人論では丹羽に有利な結論になつたが、薬学の死守では、客観的状勢は極

* 新潟薬科大学 Niigata College of Pharmacy.
Location: Kamishin'ei-cho 5829, Niigata.

1) 木村雄四郎：薬史学雑誌，14(1)，44(1979).

2) 安江政一：ibid. 12(2), 39(1977).

3) idem, ibid. 14(1), 1(1979).

4) 根本曾代子：薬局の友51号、山之内製薬株式会社(1961)。根本論文が丹羽に好意的というのは、女史の論文においては4)でも8)でも明治医会における演説問題〔谷岡忠二：日本薬剤師会史 227, 日本薬剤師会(1973); 薬剤誌編集委員会：薬剤誌 115(大正4年2月)1915; 安江政一：薬史学雑誌 12(2), 49(1977).〕に言及していないからである。筆者も最初の頃は、この問題を丹羽の最大の欠点と考えていたが、医薬分業問題を調べるに従って、この点にこそ丹羽再評価の資料があると考えるようになった。

めて丹羽に有利であり、薬学科復活は主に医学科予算の犠牲においてなされたことを明らかにし、長井招聘に至ってはその功績を否定したからである。ところが支持者層からではなく、排斥論者からのものというほかない木村の弾劾書発表となった。この文書に権威を持たせようとの考え方であろうか、朝比奈を引合に出し、「当時戊戌会を主宰されたと思われる」との推定で、朝比奈があたかも丹羽排撃の活動家であったかのような印象を与えるので、このまま放置するわけにはいかなくなつた^①。当時の丹羽は既に薬学科内でも孤立し、彼に何をしようとも薬学科内で不利を蒙るおそれはなかった。このような状況下で、丹羽への弾劾書をつきつけるだけの行為に朝比奈が率先して加わるとは考えられない。加わるからには、ほかにもっと重大な情勢があったに違いない。この点こそ、歴史を研究する者の見落してはならない背景と考える。

木村の発表した資料のうち、朝比奈の事情説明文が大いに参考になる。末尾に「……之によつて教授連に警告を与えたことは確実でした」とある。丹羽だけでなく、教授連と複数になっているところが重要である。新進氣鋭の若手が老朽教授連、若い頃どのように華々しく活動したとしても、現在沈滞している教授連に向つて警告するという、封建的な大学の風潮の中で、これは勇気を必要とする行為で、若手の気概を現わすものであった。

丹羽が講義に熱心でなかったことは、朝比奈の「私のたどった道」にも出ている^②。筆者が丹羽を「薬学の禍」と思った資料の一つ

であった。長井も講義には、帰朝当時からあまり熱心ではなかったようである。晩年になってからは、学生が特にお願いして時々やつてもらえる程度であったことは、薬学の古い人達、現在70歳をいくつも越えている人達のひとしくいうところである。長井はこのようにして教壇に立つと、ポケットから古い手帳を取り出して、「今日はアンチピリンの話をします」というようなことでおしまいとなり、またお願いにゆかなくてはならなかつたといふ。長井自身、化学は実験によって習得すべきであるとの見解であったから、教壇に立つてする話など重視しなかつたであろう。なお弾劾書で薬化学と薬品製造学がどうのこうのとかいてあるが、長井が薬化学で「アンチピリン」をやっていたのである。こういう大御所の存在をぬきにして教科目の範囲を論じても、困るところがあつたと思われる。とにかく、教授がまともに講義に出て来なくては、内容どころのさわぎではないであろう。

さて講義不熱心は薬学の2教授だけであつたろうか、決してそうではなかつた。文献としては残念ながら見当らないが、東京大学の60歳定年申し合せが、どうしてなされたかのいきさつがその間の消息を伝えてくれる。筆者は、丹羽のみならず、医学、薬学の諸教授を槍玉にあげて、勉強しないと非難していた医学者からたびたびひきかされた。定年制が必要になつたのは、研究も教育もせず、登校さえもしなくなつて、しかも勲一等になるまでやめないと、まことに見苦しい事態を生じたためである^③。東京大学の定年申し

*1) 朝比奈泰彦博士は筆者にとっても恩師である。文中、「朝比奈は……した」というようなかき方をするのに、非礼ではないかと強いためらいを覚える。歴史的評価は、このような抵抗感を持つ者がいなくなった後に始めて正しくなされるであろう。今はこういう事実があったと、先生の生前を知る者が、事の仔細についてのべることによって、将来の判断の資料を記録に止めることに意義があると思う。

5) 朝比奈泰彦：私のたどった道、11、南江堂(1949)。

*2) このような、うわさにすぎないような談話をとりあげることには問題があるが、狂歌、落書などに世相を端的に表現するものがみられるように、当時の下積の人達の不満をとらえたものということはできよう。太平洋戦争の終りまで、国家公務員は勤続年限が延びるにつれて位階、勲等は順次上げられた。何のとり柄がなくとも、重大な落度のない限り地位は保たれ、勲章は年数に応じて昇級した。活動できなくなった老人の、唯一の楽しみとして、いたづらに地位にしがみつくようなこともおこりうる状況であった。現在、文化の日に行われる叙勲は、大いに改善されたはずであるが、氏名の下のカッコ書をみると、相も変わらず官公吏に偏重していることがわかる。そして受ける人達の喜びようをみると、うわさが単なる根なし草とは思えない。

合せは、こういう恥すべき風潮がみなぎったためにできたのである。活動できなくなつた老教授連が、自発的に定年制など云いだすはずはあり得ない。若手の激しいつき上げがあつて、良識ある教授の反省から定年制がしかれたというべきである。定年制というのは、このように上層部が既得権を手ばなそうとしないのに対して、若手の反発の結果として生まれた。学者が、自分の力を公平に判断することができず、また社会がそれを正しく批判し得ないためにおこつたことである。60歳でも活発に活動できる人もあるれば、50歳で老衰してしまう人もある。これを年齢だけで一律に切るのは不合理であるが、私的利害のため、正しい判断が通らなければ年齢で切るほかない。先進諸国にはみられない学者、研究者の定年制という、わが国独特の制度が東京大学で始まり、これが全国に派及することになった。能力によって交代することのできない、ひづんだ社会の反映といえるであろう。

明治、大正時代は、現代の高度成長にも劣らない激動の時代であった。当時の主流、軍国主義の波に乗らない者には時代は閉塞されていた。若手研究者はこのひづみを身をもって感じ、現状打破運動を試みたのである。大学では老教授連への警告、薬学では丹羽弾劾となって具体化したといえるであろう。

明治42年（1909）頃の朝比奈は、卒後4年、丹羽とは犬猿の関係にあった下山の助手をしていたが、研究論文の発表はまだほとんどなく、血氣盛の一青年にすぎなかつた。彼は4月に弾劾書を出すと、その年の8月にはもう海外留学に出てしまつてゐる⁶⁾。孤立無援の丹羽への嫌がらせのような、コップの中の嵐に加つたのではなく、大学全体にひろがつてゐる惰眠への警鐘として丹羽弾劾にふみ切つたと解すべきであろう。資料というものも、それが成立した背景となる社会状勢を無視しては人物評価の判断を誤るおそれがある。

ついでながら、ここに名前をあげられている橋本祐三郎は、後に丹羽の助教授に昇進したが、外国留学中異郷で客死した。次に丹羽の助手になった高橋隆造も、海外留学中精神異常を来て研究陣営から脱落した。丹羽に研究業績の乏しいのは、医薬分業運動に打ちこんだためであるが、協力者に不幸の続いたことも一因であったという⁷⁾。

最後に、木村の文献引用の仕方について一言したい。丹羽についての紹介として「薬局の友」の根本論文を引用しているが、根本は日薬会誌に「丹羽藤吉郎先生の人間像」⁸⁾を連載している。前者は私企の宣伝誌で、配付先も限られているが、後者は全国組織をもつ法人の機関誌で、広くゆきわたつてゐる。しかも後者の論文は7年も新しく、その上くわしく書いてある。このように、古くて内容乏しく、手に入りにくい文献を選択し、新しくてくわしいものを黙殺してその所在さえ示さないのは読者に不親切である。さらに、その引用文献の内容についても筆者には異議がある。丹羽を紹介するというのに、昭和31年（1956）の法律改正を以て「医薬分業史に終止符を打つた」というような文句が出てきては丹羽も浮ばれまい。根本は日薬誌に発表した新しい論文ではこのようなことは書いていないのである。木村博士は薬学史に関しては最高の学識経験者の一人である。このように無関心であつてよいはずはない。また丹羽が、長井に「榮職をゆずつた」などということは、丹羽の回顧録⁹⁾からみても事実でないことは明白である。文献引用においては、内容についても十分な配慮を要求したい。なお筆者の所論に誤のあることを恐れているが、資料を示して反論されるよう要請する。

丹羽は学者、研究者としてはとるべき業績がない。評価の主眼点は医薬分業問題の核心を示したところにある。丹羽を調べるまで筆者は、医薬分業は少なくとも病院では行われ

6) 根本曾代子編：朝比奈泰彦伝、374、年譜、廣川書店（1966）。

7) 深谷義雄氏（元模範薬局介補、愛知県薬剤師会副会長）談。

8) 根本曾代子：日本薬剤師会雑誌、20、No.1～6(1968)。

9) 丹羽藤吉郎：薬剤誌301号、大正12年8月(1923)。

ていると信じていた。現在、病院薬剤部長の要職にある人でも、そう思っている人がある。丹羽が分業をいうとき、それは薬剤師が医師からの拘束を受けることなく調剤することとしている。彼は薬局を改革すると共に、それを病院外に移した。ところが問題の「丹羽演説」でトラブルになったとき、病院側は看護婦に調剤させて丹羽ボイコットに出た。法的根拠のない分業の弱点を暴露したのである。現在、病院は看護婦不足に悩んでいるから、薬剤師に圧迫はなくても、充足してくれれば薬剤師の人数はますます制限されるであろう。

薬剤師が多すぎるのでなく、医薬品に対する責任者としての地位が認められず、医療において、医師がおれば、薬剤師の任務は看護婦に代行させてもよいというような、軽い立場におかれているところに問題がある。任意分業で処方箋が市中に出れば、一部の薬局はうるおうとしても、薬剤師の地位向上にはつながるべくもない。病院薬剤師の地位向上は、法的分業なしにはあり得ないのである。調剤をどこでするかの問題ではなく、薬剤師を通して医薬品に対して薬剤師が全責任をとりうるような制度でなくてはならない。丹羽は病院薬局において、薬剤師が軽視されているのを遺憾として薬局改革にのり出し、薬剤師の権限伸長に努力した。そして薬剤師の地位向上には何が大

切かを早くから見ぬいて、その方向に行動した。学者、研究者としての丹羽については、もはや再評価の問題はおこらないであろう。しかし彼の医薬分業に対する考え方、分業論については現代の状況からして再評価すべきものが多分に含まれている。筆者の丹羽論^{2,3)}は、この線に沿って展開したつもりである。今回の木村の「丹羽彈劾書」は学者、研究者としては高く評価することはできないとの結論に、一つの資料を追加しただけであるから、今さらとりあげて論ずる必要はないと考える。

Summary

Prof. KIMURA's "Document of impeachment against Prof. Dr. NIWA" is one of the additional materials for bad reputation of Prof. NIWA on his character and his poor scientific achievements. Since NIWA's ill fame is widely known, this document has little effect on his reputation. In my opinion, the necessity of his revaluation should be focused on his opinion about the separation of dispensary from medical practice. This is because that many drug hazards of which Prof. NIWA was afraid in fact took place all over Japan.

第14巻1号の「丹羽藤吉郎論（その2）」の正誤表

ペー ジ	誤	正
3, 脚註 4)	小林 亀吉	小林 亀松
8, 脚註 26)	桜井 小太郎	桜井 小平太
8, 脚註 30)	丹羽 藤吉郎	丹羽 藤吉郎

「丹羽藤吉郎博士への弾劾書を読む」に答える

木村 雄四郎*

Answer to "Criticism on KIMURA's Document of Impeachment
against Prof. Dr. NIWA" written by Dr. YASUE.

Yushiro KIMURA*

このたび安江政一氏は先に私の名前で発表した「丹羽藤吉郎博士への弾劾書」を読む¹⁾の記事を本誌に投稿された。編集者からの連絡によってその内容を読んだが、文中各所に大きな誤解があるので一文を草しお答えしたい。

もともとこの弾劾書²⁾は明治44年4月(1911年)、在京戊戌会(東京帝国大学医学部薬学科初期同窓会)有志から東京帝国大学医学教授・薬学博士・丹羽藤吉郎博士へのいわゆる弾劾書であり、私は当時日本薬史学会々長・朝比奈泰彦先生から常任幹事の私へ「朝比奈の存命中は発表しては困るが、他界後なら発表してよろしい」としてお預りしたもので、それは昭和45年6月(1969年)のことであった。

恩師朝比奈泰彦先生は昭和50年6月30日(1975年)、逝去されたので、同年11月8日、東京理科大学薬学部における第22回薬史学集談会の席上、私は朝比奈先生の追悼談を述べると共に、かねてお預りしていた丹羽藤吉郎博士への弾劾書を展示し、この経緯を発表した。

次で昭和55年(1980年)4月には日本薬学会も創立100年を迎えることであり、わが国薬学教育の裏面史を語る貴重な資料として本誌に公表したもので、安江氏の丹羽藤吉郎論とはその内容は全く無関係のものである。

公表するに当り、丹羽藤吉郎博士と朝比奈先生とのお人柄を紹介することは、この弾劾

書を読む人々にとって内容を正しく理解し得るであろうとの考え方から、敢えて一切私見を差控え、朝比奈先生が逝去の際、石館守三氏³⁾が述べられた先生のお人柄を借用し、併せて丹羽博士のお人柄については根本曾代子氏の薬界巨人伝(その5)⁴⁾が要領よくまとめられており、とりわけ薬界巨人伝の人々(その1~その4)と共に大きな魅力を感じて借用したが、幸にも安江氏が前後して本誌に丹羽藤吉郎論(その1)、(その2)⁵⁾を発表しており、丹羽博士のお人柄に関する詳細を省略したままである。

ところが安江氏は丹羽藤吉郎博士への弾劾書を読むという記事によれば、安江氏の立場から見ると木村の所論は「丹羽を過大評価していると判断し、丹羽の重大な欠陥を誇示するために出たとも受取れる」としている。

また木村はいわゆる弾劾書の後に「根本曾代子氏の好意的丹羽評論をつけているが、このように内容のかみ合わない資料をだまつて並べるだけでは読者をまごつかせる、何の目的で発表したか理解し難くなる」としている。

また木村は記事に対し権威をもたせようとの考え方であろうか、朝比奈を引き合に出し、「当時戊戌会を主宰されたと思われる」との推定で朝比奈があたかも丹羽排撃の活動家であったかのような印象を与えたので、このまま放置するわけにはいかなくなつた」としているが、いずれも大きな誤解である。

もともと朝比奈先生がこの弾劾書を持って

* 日本薬史学会々長

丹羽邸を訪問された8名中の1人に当時東大薬学科生薬学教室の助手（現、東京薬科大学名誉学長）であった村山義温先生が、私の近所にご健在であり、当時の事情を伺い確認しているが、敢えてこのような表現を用いたことは、文中在京戊戌会有志とあって朝比奈先生のご署名が無いので敢えてお名前の発表を差控えたまでである。

さらに安江氏は「丹羽への弾劾書をつきつける行為に朝比奈が率先して加わるとは考えられないとしているが、朝比奈先生の門人である安江氏にしてなお、このような考え方を有する以上、朝比奈先生のお人柄を添える必要性を認めたものである。

なお「加わるからにはもっと重大な情勢があったに違いない。この点こそ歴史を研究する者が見落してはならない背景と考える」という。

もともとこの弾劾書は朝比奈先生が自ら作文し、且つ執筆されたものであることは、先生から直接伺っており、それでこそ先生が晩年に至るまで秘蔵されたもので、敢えて他界後まで発表することを許されなかったのもこの点にある。

私は弾劾書を発表するに当り、墨書きされた弾劾書の筆蹟の一部と、本文に関連する先生のご署名入りの私信のご筆蹟を併せ凸版印刷に付して添付したのも言外にこの点を参考資料としたものである。また安江氏の言うようにほかにも重大な事情があったことも事実で

あり、朝比奈先生の私への私信をそのまま凸版印刷とし添えたのもその理由の一つでもあったことを了承されたい。

これを要するに私は丹羽博士へのいわゆる弾劾書の発表に当り、一切の私見を差控えて公正を期したが、弾劾書の内容は大学教授としての在り方につき反省を求められたものであり、この点につき見解の上に大きな相違があつたことも事実である。これらの諸点につき私なりに所見を発表することも考えていましたが、今回安江氏の所論に答を発表し得たことにつき、安江氏に対し謝意を表する。

引用文献

- 1) 安江政一：本誌，Vol. 15(1980).
- 2) 木村雄四郎：本誌，Vol. 14, 44(1979).
- 3) 石館守三：薬事日報，昭和50年7月30日号(1975).
- 4) 根本曾代子：薬局の友，51号(1961)，(山之内製薬KK発行).
- 5) 安江政一：本誌，Vol. 12, 39(1977); Vol. 14, 1(1979).

(1979.10月稿)

Summary

I correct Dr. YASUE's misunderstandings that I found in his "Criticism on KIMURA's Document of impeachment against Prof. Dr. NIWA".

And I state my real motive of having presented the document of impeachment against Prof. Dr. NIWA.

中国の宋, 明, 清代における爆竹, 爆仗, 烟火 (花火)

岡 田 登

Chinese Bamboo-cracker, Bamboo-stick and Fire Works
in Song, Ming and Qing Dynasty.

Noboru OKADA

緒 言

既報³⁾⁴⁾のごとく中国においては古くより焚き火の中へ生竹を燃やし爆竹を行ない、宋代に至りこの竹を燃やしての爆竹は黒色火薬を用いた爆竹へと発展し、これを爆仗の名称でも呼ぶことが知られ、また烟火¹⁾²⁾³⁾⁴⁾なども行なわれたのが知られる。また宋代以後においても爆竹、爆仗、烟火は行なわれ、また烟火はさまざまな烟火へと発展する。また宋代において発明された火薬兵器は当然のことながら宋軍より金軍、さらには元軍へと伝わり、また爆竹、爆仗、烟火なども同じように伝わったものと思われる。

一方ヨーロッパにおいては13世紀末にイタリアで花火が行なわれたのがその始まりである⁵⁾といわれる。このイタリアの花火の由来は明らかではないが、マルコ・ポーロのイタリア帰国(1295)⁶⁾により黒色火薬の秘法が伝わったものと思われる。東方見聞録には硝石、黒色火薬ともその製法については記されていないが、マルコ・ポーロは中国において国賓待遇を受けていたことを考えれば、当然これらの知識を得たものと推定されよう。また硝石、黒色火薬は元軍のヨーロッパ遠征により、あるいは宋代においては海上交通の発達により、中国よりアラビアを経てヨーロッパへ黒色火薬の秘法が伝わった⁷⁾といわれる。

日本における火薬の用いられた最古の記録は、玉葉⁸⁾⁹⁾に記されているところによると、

承安二年(1172)七月九日の頃に、国司(地方官)の子細な注進によると、鬼(異国人)は腋より火を出し、耕作するとこの畠等を悉く焼失し、則ち船に乗り、逐電(速力の疾なること)南海を指して逃げる云々、とあり、これは烟火様の火器を用いたものと推定されるが、日本への伝来は知られていないものと思われる。

また蒙古軍の博多上陸(1274)のおり、元軍は鉄砲を用いたことが知られているが、日本への伝来は知られていない。

また種子島の鉄砲伝来(1543)とともに黒色火薬が伝わり、烟(煙)火は鉄砲伝来以前に行なわれたとの記録も散見されるが、いずれも確たるものはみられず、信長記¹⁰⁾(安土記)、本朝通鑑¹¹⁾、織田軍記¹²⁾(総見記)などによれば、天正九年(1581)正月八日に火薬を用いた花火の如き爆竹が記されており、最古の記録と思われる。またこの史実は滋賀県史¹³⁾にも記されている。

本稿は中国における宋代、明代、清代の爆竹、爆仗、烟火についてを中国の原典よりその一端を明らかにしたものである。

宋代における爆竹、爆仗、烟火

宋代における竹を燃やしての爆竹、あるいは火薬を用いた爆竹、爆仗、烟火などについては既に報告⁴⁾した。

朱子学の創始者、朱熹(元晦、仲晦、朱子などとしても知られる、1130~1200)の朱子

語類¹⁴⁾に爆仗が妖氣をさけることが次のように記されている。

「鄉間に李三という者あり。死して薦（えやみ、疫病神）となる。鄉曲、凡そ祭祀、仏事あれば必ずこの人の一分（一人前）を設く。あるいは黃籙（道家の潔斎法）、大醮（道士が祭壇を設けて祭ること）を設けて、曾つて他（李三）の一分（一人前）を設けざれば、斎食（法令に施された食物）ことごとく汚すところとなす。後、人のために爆仗を放ってその依るところの樹を焚くに因って、これより遂に絶う。（これについて朱熹が論評して）いわく、『これ他（李三）の枉死（罰せられ、災にあって死すこと）して、氣、いまだ散せざるに、爆仗に驚かされて散了す』とあり、事文類聚¹⁵⁾にも「爆仗は鬼を驚かす」として朱子語類を引用しほぼ同様のことが述べられている。

また宋代には烟火がかなりよく行なわれたとみえ、前述の朱熹のあらわした朱文公文集¹⁶⁾には次のように記されている。「仲友（張惟孝）に婺州（現、浙江省金華県）隣近の人周四（人名）あり。烟火を放すを会す。その妻は碁を下すを会す。仲友、招換（招かれ）し、此に来たり、州会をなすに遇い、芸を呈すをもって由となす。前後に支過する錢は約数百貫なり。妻は常に宅堂に入出して碁を下す。仲友は却って煙火を放すを人に委ね、外事（世間のこと）を探听（さぐりを入れる）す」とある。

この文より推察すれば、仲友は花火などのために公金数百貫を用いたことが知られ、烟火がかなりよく行なわれたことが知られる。また馮家昇¹⁷⁾によると、朱熹の友人の陳亮（字は同父）は朱熹を通じて台州の大守の仲友に頼み、ある官妓を落籍して貰おうとしたが、仲友は朱熹の面子を考えずに断わったために、朱熹は仲友の罪状をあばき、前述の記述をしたといわれる。

明代における爆竹、爆仗、烟火

瞿佑（瞿宗吉、1347～1427）の詠物詩¹⁷⁾には、煙火戲として次のように記されている。

「天花（天の花、花火）は無数に月中に開く。五色の祥雲（飛んでいる雲、花火の煙を指すものと思われる）は絳台（朱塗りの燭台、天の仙人が住んでいるうてなの意か）を繞（まわる）る。地に墮ちて、たちまち驚き星彩（星のひかり）散ず。（花火が）空を飛び（花火の星が）頻りに雨声をなして来る。怒りて玉斗（北斗七星）を撞し（たたく、つく）、晴雪を翻す。勇みて（原文、男）金輪を踏み、疾雷（はげしい雷）をおこす。更漏（時間）は既に深く、人は漸く散る。（以下略）」とある。

この、星彩を散す、とあるのは打上げ花火の星が散る様子を記したものと推定され、当時はすでに打上げ花火に星が用いられていたものと思われる。

熙朝樂事¹⁸⁾には、「除夕、（中略）爆竹、鼓吹（つづみ及びふえ）の声は遠近に耳に暗し（さわがしい）とある。

宛署雜記¹⁹⁾には、煙火を放つ、として次のように記されている、「生鉄粉（鉄粉）、雜硝（硝石）、礮（硫黄）、灰（木炭）などを用い玩具となす。その名は一ならず、声（音）あるいは響砲という、高く起きるは起火という。起火中に砲を帶び、声を連ねるは三級浪という。響かず起きず（音も打上げ花火のないもの）、地上に旋遶（回転しながら燃え）するは地老風という。築打（仕掛け花火の構造物と推定）に虛実あり。分両（配合比率）に多寡あり。因って花草人物等の形あるは花児という。名は幾百種あり。その別、泥函をもってするは砂鍋児という。紙函をもってするは花箇という。筐函（かご、箱）をもってするは花盆という。総じてこれを煙火という。勲戚家（勲功ある天子の親戚）は百巧を集め、一架をなすあり。四門に分かって次第に薰を伝う。宵を通してつきず、一賞にして数百金なる者なり」とある。

後述の月令広義²⁰⁾、格致鏡原²¹⁾、（欽定）日下旧聞考²²⁾、清嘉錄²³⁾などには宛署雜記が引用され、後世の日本の書においても宛署雜記を引用し、あるいはその内容について記されている。

舜水朱氏談綺²⁴⁾には、花炮について紙の筒を用いた（火薬を用いた）爆竹と同じものであることが述べられ、また烟火の説明も記されている。

名物六帖²⁵⁾には月令広義に引用された宛署雜記が記され、また名物六帖の内容は松屋筆記²⁶⁾にも記されている。

後述の清俗紀聞²⁷⁾には、響炮をおとびや、花炮をはなびとして説明している。

候鯖一齋²⁸⁾には後述の清嘉錄よりの引用として宛署雜記が記されている。

嬉遊笑覽²⁹⁾には後述の格致鏡原に引用された宛署雜記を説明し、三級浪は今のるし仕掛けという類、地老鼠については、ここにもねずみ、いたちなどいろいろあり、とある。

また日本事物起原³⁰⁾には宛署雜記を引用し、響砲については、鳴烟火に雷など云う類なるべし、とあり、起火については、打上げ烟火なり；とあり、地老鼠については、鼠烟火の類なるべし、草花人物などについては、仕掛け烟火なり、花筒については、堅烟火の類かな、とある。

本草綱目³¹⁾の竹の項には李畋該聞集を引用し、爆竹が記されており、これについては既に報告した。鉄粉（鉄落、鉄蛾）については、「生鉄を打鎚するに、皆、花出るあり、蘭の如く、蛾の如く、故に俗にこれを鉄蛾という。今、煙火家はこれを用う」とあり、硫黄については、「消（硝）石に配（配合）し、烽燧、烟火をつくり、軍中の要物となす」とあり、鉄粉と硫黄を花火の製造に用いることを述べている。

月令広義の正月令には爆竹と烟火が記され、爆竹については神異經の引用をし、さらに、「今人は紙をもって爆竹を製しこれに倣う。また砲燐と名づく」とあり、烟火としては宛署記として宛署雜記を引用し、つづいて馮應京は、「閩中（現、福建省閩清）に烟火あり。秦皇弁と名づくるは、火炮および各花、地鼠、水鼠などをもって筒を聯ね串をなす。およそ

数百、相これを間つ。一人をして提げ、逐一に放落、迸散せしむ。その製、甚だ奇なり」とあり、後述の格致鏡原にも引用されている。

月令広義の十二月令の爆竹については、次のように記されており、後述の格致鏡原にも引用されている。「除夕、爆竹は宵を通し且に達し、春陽を震発し、邪魔を陽（除、格致鏡原）消するゆえんなり、今人は逐にもって戯をなす。而して費を傾け（費用を使い）雄を争う、殊に本意を失す」とある。

つづいて農紀（原本、年代不明、注*）の引用として次のように記されている「除夕、独り坐り爆竹火色を見る。ともに田蠶を照らす。又静かなるその声は、清亮（清らかで明るい）、悠揚（鷹揚）および破碎慘烈の分あり。もって兵荒（戦争と飢饉）災瘡（わざわり）和稔（平和と稔り）の兆を卜（占う）す」とあり、爆竹で占いをしたことが知られる。

つづいて広記（宋代に書かれた歳時広記）の引用として、既報の李畋該聞集とほぼ同様のことが述べられ、さらに「今の世はこれに因る」とある。

物原³²⁾には、「軒轅は砲をつくり、呂望は銃をつくり、魏の馬鈞は爆仗を制し、隋の煬帝は火薬をもって雜戯を益す」とあり、格致鏡原にも引用され、事物緒珠³³⁾には、「爆竹は歳暮にもって山臊を驚かす。火器類には、煬帝始む。火薬をもって雜戯を製す。起火爆仗には、魏の馬鈞つくる」とあるも、これらの文においては、爆竹は歳暮にもって山臊を驚かす、といった事実を除いては既報のごとく誤であろうと思われる。

金瓶梅³⁴⁾には烟火が次のように記されている。「一丈五高（一丈五尺の高さ）の花（火）の櫓（塔、あるいは棒）、四圍（まわり）の下山棚（見物席）は熱鬧（熱氣をおびてさわがしい）す。最高処に一隻（一匹）の仙鶴は口裡（口中）に一封の丹書を喰着（くわえる）す。すなわちこれ一枝の火を起す（ところ）（花火を点火するところ）なり。萃山律を起

* この農紀については下記の文献にもその記載なく、また日本国内には現存しないものと思われる。

- 1) 王毓瑚編；中国農學書録、農業出版社、1964.
2) 天野元之助著；中国農書考、龍溪書舎、1975.

去（うちあげる）すれば、一道（一条）の寒光は直っすぐに斗牛（北斗星と牽牛星）の辺を鑽透（やきとおる）す。然る後に正に当中（まんなかにあたり）し、一個の西瓜砲を迸しり開けば、四下裡（四方の下にいる）の人物は皆、着わる（あきらかなり）、聲（えびすぶえ）剝剝（音の形容）として万個の轟雷は皆、燎徹す。彩蓮舫、賽月明は一個が一個を趕い（つぎつぎと）、なを金燈（金色の燈火）を碧天の星に沖散（押し散らす）するごとし、紫葡萄は万架に千株、驪珠（高貴な珠）（でつくった）の水晶簾箔に倒挂するによく似たり。霸王鞭は到る処に响唬（大音響を発す）たり。地老鼠は人衣を串達し、瓊蓋玉台は端的（結局のところ）に旋転し、好く看るを得たり。銀蛾金彈は施呈巧妙にして移り難し。八仙捧寿の名、顯らかにして中通す。七聖降妖は通身（体中）これ火なり。黃烟児、綠烟児は氤氳（氣のさかんなさま）として、万堆の霞を籠罩す。堅吐蓮、慢吐蓮は燐爛として、争って十段の錦を開く。一丈菊は烟蘭と相対す。火梨花は落地桃と共に春を争う。樓台殿閣は頃刻（しばらくして）にして巍峨（最高級）の勢を見ず。村坊社鼓は彷彿（ぼんやり）として、觀闈（よろこびさわぐ声）の声を聞き難し。貨郎担児は上下光焰、明りを齊しくす。鮑風車児は首尾、逆（ほとばしる）りて粉碎するを得たり。五鬼閻判は頭を焦がし、額を爛らせ、獰獰（おそろしく）に見ゆ。十面埋伏は馬到り、人馴せるも勝負なし（以下略」とある。

吳社編³⁵⁾には、「火器、すなわち虎丘（邱、格致鏡原）の爆仗、一枚、四人これを昇（原文、羿）く（組みになった爆仗を四人でさげるの意か）」とあり、格致鏡原に引用されている。

焦氏筆乘³⁶⁾には、李畋該聞集に云う、として既報の爆竹が妖氣をさけることを述べている。

帝京景物略³⁷⁾には、烟火施放として次のように記されている。「烟火、すなわち架をもって（仕掛け花火の木組みか）、蓋をもって（仕掛け花火の木組みが幾段もある意か）、架

高まさに丈、盒層、五に至り、その藏するところ、械壽帶（仕掛け花火の構造物か）、葡萄架（ぶどう棚）、珍珠簾（真珠、めずらしい珠でつくったすだれ）、長明塔（書夜の別なくともしておく燈）等はこの時においてなり。絲（琴、瑟の類）、竹（笙、笛の類）、肉声（歌の声）の拍煞（音楽のリズム）を弁ぜず。光影、五色は人を照らし、研熾（鑿研はみにくいことと、美しいこと）なく、烟は塵籠（煩惱）をからめ、月は明りを得ず、露は下るを得ず」とある。

物理小識³⁸⁾には、火爆として次のように記されている。「火薬、外夷より来る。（中略）硝（石）に杉灰（木炭）を入れ、すなわち直ちに発す。硫（黄）すなわち横爆、黃碧（黄鉄鉱）を加えすなわち研烈、若瓢灰（木炭）すなわち悄声（音が小さい）、礮西匡石粉はすなわち発時に先づ光らず。これを試むれば堆相の丈の間の一に点じ、諸堆におよぶものは万杵者なり（硝石を一丈の間隔で山に積みあげておき、この中間に点火すれば、すべての硝石の山に引火することを述べたもの）。掌上にこれを燃やし、いささかも傷つく所なし。その疾（速きこと）なるをもってなり。鉄蛾（鉄粉）、樟腦を入れ、すなわち花をなす。今、烟火と名づく」とある。

陶庵夢憶³⁹⁾には、魯藩煙火が記され、「兗州（現、山東省兗州）魯藩煙火は天下に妙なり。（中略）殿前に木架数層を塔し、上に黃蜂出窓、撒花蓋頂、天下噴礴を放つ（以下略）」とある。

全浙兵制考⁴⁰⁾に所収の日本風土記には、响器（響器）として、砲、鐵朴、爆仗、火薬などが記されている。

田家五行⁴¹⁾には、「除夜に糸盆（除夜に松柴を焚く行事）を焼き、爆竹の火色を見る。田蠶と同意なり」とある。

明代には爆竹の他にさまざまな烟火がみられる。また爆竹も行なわれたのが知られるが、この爆竹は竹を燃やしたものか、火薬を用いたものかは明示されていない。しかしながら既報のごとく1200年以降においては火薬を用いた爆竹、爆仗、烟火が広く用いられている

ので、明代の爆竹も火薬を用いたものと思われる。また後世の日本の書においては明代の中国の原典を紹介しており、日本における花火の製造は中国伝来のものでもあることが伺われる。

清代における爆竹、爆仗、烟火

格致鏡原は神異經、該聞錄、吳社編を引用し、月令広義の十二月令の爆竹の引用をし、また農紀（月令広義に記載のものを引用したものと思われる）、宛署雜記を引用し、さらに月令広義の正月令の閏中に烟火あり以下を引用している。

吳県志⁴²⁾には元旦の記事として次のように記されている。「元旦を歲朝となす。黎明に起き爆竹をし門を開く」とあり、その注には「これを開門爆仗という。除夕にこれを用いこれを封門爆仗という」とある。また、「商家は爆竹し市を開きもって利達を求む」とある。また閏元宵には「各郷の社廟は焰火を放ち、あるいは数十架を庭に集め、次第に蒸を伝え、神に媚（よろこぼす）するをもって樂となす」とある。

（欽定）日下旧聞考は宛署雜記を引用し、また既報の孟浩然の薊門の燈を見る詩を引用している。

・通俗編⁴³⁾には、神異經、甕牖間評を引用し、さらに次のように記されている。「按するに古は皆、真竹をもって火に著きこれを爆す。故に唐人の詩は亦爆竿と称す。後人は紙を巻きこれをつくる。称して爆仗という。前籍にいまだ見ず。惟だ武林旧事に云う。『西湖に少年あり。競って爆仗を放ち、および烟火、起輪、走線、流星、水爆等の戯を設く』又云う、『歲除、爆仗に果子、人物などなすあり

（以下既報の武林旧事、乾淳歲時記に記載の文を記す）。けだしこれらの戯は俱に宋よりこれあるなり」とある。

中国清朝の乾隆（1736～1795）時代のこととを記した清俗紀聞には次のように記されている。「十二月十五日頃より正月半ばまで、家々爆竹の遺風をつたえて、厚紙にてこしらえたる長さ三、四寸ほどの響炮〔おとびや〕ある

るいは六、七寸の花炮〔はなび〕を買ひ、または家（の）内にても拵え、門前、後庭にて夜毎断間なく放つ事なり。花炮は常にもてあそぶなり。これは邪氣を逐うの意なり」とあり図も記されている。

・詛北（趙翼、1727～1812）集⁴⁴⁾には、「西廠（宮廷内の裁判所）、烟火を観る」として次のように記されている。「（前略）上苑（天子の庭園）の春に、頃刻花（忽然として現われ咲く花、花火）を催す。浪を跋し（けって）、魚龍、烟は是れ海なり（海の中にいるようである）。空を劈いて（やぶって）、雷電、礮は車をなす（以下略）」とあり、この詩は次に述べる簷曝雜記の烟火を記したものと思われる。

簷曝雜記⁴⁵⁾には、烟火として次のように記されている。「上元（陰曆正月十五日）の夕に西廠に燈を舞い、烟火を放つ。（中略）先づ圓明園宮門において烟火數十架を列す。薬線は徐ろに引き燃え、界画（特別な筆法の画）をなす。欄杆五色の架毎にまさに完ぜんとす。復た宝塔樓閣の類を焼出す。（中略）舞をやめ、烟火は大いに発す。その声は雷霆の如く、火光は半空を燭し、但だ千万紅魚は雲海内に奮迅し、跳躍するを見る。天下の奇觀を極む」とある。

清嘉錄は范來宗（1737～1817）の金衙園の烟火を観る詩を引用し、次のように記している。「（前略）竿を立て、光は照耀とす。空中に金蛇（雷光のごときもの）を掣す。耳畔に火炮を轟かす（以下略）」とある。

また清嘉錄は范來宗の鑼鼓（銅鑼と大鼓）詩を引用し、「鑼鼓詩に云う、轟連する爆竹は近く還遙なり。到るところ喧闐（さわがしいこと）は寂寥（しづかなこと）を破る（以下略）」とある。

また清嘉錄は無名氏閏元宵樂府を引用し、その中に、「爆竹は焼け残り、閏はまさに已む」とある。

清嘉錄には、i) 開門爆仗として次のように記されている。「歲朝に門を開き、爆仗三声を放ち、疫瘡（やくびょう）を辟くるを云う。これを開門爆仗という。案するに唐（宋の誤りであろうと思われる）の高承の事物紀

原（清嘉錄の著者は事物紺珠と混同し、事物紺珠の内容を述べている）に云う、『馬鈞は始めて爆仗を製す（既報）』と。吳俗（吳の風俗）は紙に硫磺を裹みて爆仗といふ（既報の会稽志には硫黃をもって爆竹をつくることが述べられており、清嘉錄の著者はこれを述べたものと思われる）は是れなり。その名は既に元魏（この元魏は誤りであろうと思われる）に見えたり」とある。

さらに范石湖村田樂府云う、として既報の范成大の詩、爆竹行を記し、「すなわち是の時は又竹をもって爆するなり。今、紙の者は亦これを竹と謂う。九県志（原本、年代不明）に皆『元旦に爆竹をし、三声して然る後に戸を開く』を載せる如きはこれなり、又云う。

『相伝えもって疫癆を駆し、爆竹を放し（たたき）、鬼を辟くるはその説、東方朔の神異經に始まる』として神異經を引用し、「六朝時にすでにこれを用う」とある。つづいて「歳朝は宗懔の荆楚歲時記に見ゆ」として既報の荆楚歲時記を引用し、「俗にこれを除夕に兼ね用いる者あり、これを封門爆仗という」とある。

また既報の張説の歳を守るの詩、薛能の除夜作の詩、王安石の詩を引用し、さらに、「予は嘗て句ありて云う。鄉俗は相伝うこの爆竹を、城居なんぞえん、山廻あるを、この風を解嘲となすべきなり」とある。

ii) 烟火を放つ、として前述の范来宗の金衛園の烟火を観る詩を記し、さらに儀直（官吏がつづけて宿直する）禁園を記す、として次のように記されている。「盛会なる元宵の闇なり、漫天に黒夜は陳なり（夜は暗い）、地を遍く（花火の明りで）白日（の如く）照らす。雉堞（城のひめかきにおいて）に襄陽（襄陽、音楽）を打つ、蜃樓（蜃氣樓、花火）は海嶠（海に臨んだ山）に現わる（以下略）」とある。

さらに既報の事物紺珠の内容を事物紀原として引用し、孟襄陽（孟浩然）の詩、前述の瞿宗吉の烟火戲の詩、沈榜の宛署雜記、趙甌北の西廠の烟火を観る詩を記している（以下略）。

iii) 開元宵として、開元宵を説明し（略）、前述の范来宗の鑼鼓詩を記し、さらに前述の無名氏開元宵の詩を記している。

九江府志⁴⁶⁾には、「除夕に春聯（桃符、剪紅とほぼ同じ、除夜に紅紙に吉語を書いて門上の左右に貼る）を貼り、爆竹を響かせ、桃符、剪紅を増す」とある。

燕京歲時記⁴⁷⁾には元旦および除夕に爆竹を行なうことが記されている。

また日本の台灣風俗誌⁴⁸⁾にも元旦および除夜に爆竹を行ない、またその由来などが記されている。

清代においても爆竹は除夜あるいは元旦に行なわれ、また烟火もよく用いられたのがみられる。

烟火に類似した火薬兵器

武經總要に記載の兵器にはさまざまな火薬兵器がみられ、爆竹の原理を用いたと思われるものに霹靂火球なるものがあり、これについては既に報告した。

宋代には烟火に類似した火薬兵器が史書、風物誌などにみられる。

宋史⁴⁹⁾には乾道四年（1163）に軍隊の演習のおり烟火に類似した火薬兵器を用いたことが次のように記されている。「隋隊は驍銳（強くするどい）大刀、武芸を呈試（試験）し、繼ぎて進み、車砲、火砲、煙槍を呈す」とある。

武林旧事⁵⁰⁾には軍隊の演習のおり、乾道二年（1161）、四年、六年、淳熙四年（1177）、十年に次のようなことがあったのが記されている。「諸軍は大刀、車砲、煙槍、諸色武芸を呈す」とある。

また淳熙十年（1183）には次のようなことがあったのが記されている。「五色の煙炮に点放し江に満たしむ。煙、收まるに及びて、炮、息めば、すなわち諸船はことごとく藏れ、一隻も見ず」とある。

これら車砲、火砲、煙槍、五色の煙炮などは烟火に類似した火薬兵器であろうと思われる。

また一方、爆竹、爆仗に類似した火薬兵器に火槍なるものがある。現在は火槍とは小銃、

あるいは火縄銃などを指す⁵¹⁾といわれる。この火槍は最初は竹の筒に黒色火薬をつめ、あるいは紙の巻き筒に火薬をつめ、さらには金属製（現存するものは青銅製）の火器へと発展し、明代には神機火槍なる名称で呼ばれ、また現在の銃、あるいは大砲などの原理へと発展したものと思われる。

しかし初期の火槍は竹筒の中に黒色火薬をつめ、また竹の先端に刃物などをつけたものであろう。あるいは槍、あるいは竹竿の先端に刃物をつけたものに、黒色火薬を入れた竹筒、あるいは紙の巻き筒をとりつけたもので、先づ火薬に点火し敵を焦灼し、さらには槍で敵を刺すといったことが行なわれたようである。

この火槍は兵書、経国雄略⁵²⁾に梨花火鎗として次のように記されている。「梨花鎗は梨花（後述）一箇を用う。長鎗の首に繋り、敵に臨みて一発すれば遠く数丈を去るべし。人馬これに触れずなむち目を害し、氣を奪い、火つき鎗にてなをもって賊を刺すべし。梨花の製（製法）は紙を巻き筒となす。元宵の戯翫花火の類の如し。ただ火薬、毒煙の大小の式は戯翫とは同じからざるのみ。稍、損益（ますとへらす）を加える如く、その烟毒を多くす（以下略）」とある。

この梨花（火）槍は火槍としても用いられ、また点火することにより発生する毒物を除いたものは梨花なる花火としても用いられたものと思われる。前述の金瓶梅の花火、火梨花は梨花に点火したことを述べたものと思われる。また武備志⁵³⁾には梨火鎗として記され、図も記されている。

また竹筒の中へ黒色火薬をつめたものに噴筒（経国雄略）、あるいは満天煙噴筒（紀効新書⁵⁴⁾）、飛天噴筒（紀効新書）などがあり、これらはいづれも竹筒の中へ黒色火薬とともに敵を傷つけるための磁片などの飛散物質、あるいは毒物なども含まれ、点火することにより火焰とともに飛散物質を飛散し、毒物より有毒ガスを生ぜしめ敵を燐すものであるが、これらの飛散物質を除いたものは花火として用いられるものである。

また紀効新書以後の兵書には大蜂窓、兵錄⁵⁵⁾以後の兵書には西瓜砲の記載があり、図も記されており、前述の金瓶梅の花火、西瓜砲はこれら兵書記載の西瓜砲より飛散物質を除いたものと思われる。これら大蜂窓、西瓜砲は数多くの小砲に導火線をつけ、これを火薬とともに大きな包みに包み込んだもので、打上げ花火の星の原理をなしているものである。

爆竹、爆仗、烟火の製法

製法についてはみるべきものもなく、これらを作った人と記録をした人が全くの別人であつたためか、あるいは秘密主義がとられたためか、あるいは記録として残そうといった意図がないためか、これといったものはみられず、爆竹、爆仗、烟火の出現からかなり遅れ、また断片的に知られるのみである。

硝石、硫黄、木炭などを用いることは、本草衍義、会稽志、宛署雜記、本草綱目、物理小識などにみられ、鉄粉、樟腦を用いることは宛署雜記、本草綱目、物理小識などにおいて知られる。またこれらの配合比率については宛署雜記に分量多寡ありとして知られ、またその名称については花兒、砂鍋兒、花筒、花盆など数百種あることが述べられ、例えば金瓶梅、陶庵夢憶などに記されている名称に伺い知ることが出来る。

これら火薬を用いた火器の製法については、むしろ前述の梨花、あるいは西瓜砲などの如く、兵書に伺い知ることが出来る。

結語

生竹を焚き火の中へ投じ、妖氣あるいは祟をなくすために行なわれた爆竹は唐代、宋代においては年末、年始に行なわれ、また宋代には火薬を用いた爆竹、爆仗、烟火がつくられ、これら爆竹、爆仗、烟火は後世にはさまざま花火へと発展し、また爆竹もしばしば行なわれていたことがうかがわれる。また清代には爆仗を封門爆仗、開門爆仗とも呼んだことが知られる。現今の中国においても爆竹はよく行なわれると聞くが、爆竹という言葉は用いられず、鞭炮、紙炮と呼ばれるという。

また明代、清代には花火は社公廟などでも行なわれ娛樂としてのみ行なわれたのが知られる。後世のわが国での神社でのお祭りの折に花火が広く行なわれるようになったのは中国の風習が伝來したものであろうか。

打上げ花火は12~13世紀頃より行なわれたと推定され、またいつ頃から打上げ花火に星が用いられるようになったかは明らかではないが、畠宗吉の詠物詩によれば打上げ花火に星が用いられていたものと推定される。またその製法としては紀効新書に記載されている大蜂窓にはその製法が明示されている。このように花火は火薬兵器の発展とともに相互的に関聯し高度な構造へと発展し、また花火は美的感覚を求めてさらに独自の進歩をしたものと思われる。

またヨーロッパに現存するといわれるヨーロッパ最古のニュールンベルグの花火の図(1570年)にも打上げ花火が描かれており、ヨーロッパにおいても古くより打上げ花火が用いられていたものと思われる。現今の花火もヨーロッパにおける花火と、日本における花火が構造上に違いがあるといわれるが、このことはヨーロッパへは初期の中国の花火が伝えられ、ヨーロッパでは東洋とは無関係に独自に発展したことによるものと思われる。

中国、ヨーロッパとも、古い時代に関しては不明の点が多く、本文中に記したごとく、該聞録(集)、農紀、范来宗の詩、九県志などについては原典にあたることは出来ず、また朱熹とその友人の陳亮の関係を記した原典は見出せなかった。また明代においては花火のためしばしば火災をおこしたために、花火の禁止といったことが行なわれたときくが、これに関しての原典にあたることは出来なかつた。また本稿においては宋代、明代、清代とも爆竹、爆仗、烟火などに関する原典が乏しい。識者の御教示が得られれば著者の喜とするところである。

謝辞

本稿執筆にあたり難解な漢文訳については京大、人文科学研究所、尾崎雄二郎教授の御

指導を得、また名大教養部長、久村因教授には極めて御多忙の中を貴重な時間を割き下され本稿執筆のために御指導を得た、ここに深甚の謝意を表します。漢文訳については著者の責任において最終判断をし訳出した。

文献

- 1) 馮家昇; 火薬的發明和西伝、華東人民出版社、1954.
- 2) 趙鐵寒; 火薬的發明、國立歴史博物館、1960.
- 3) 岡田登; 藥史学雑誌、13(2), 45, 1978.
- 4) 岡田登; 藥史学雑誌、14(2), 81, 1979.
- 5) Brock, A.; A History of Fire Works, Harrup, (Lond.) 1949.
- 6) マルコ・ポーロ; 東方見聞録、原著、1298. 愛宕松男訳注; 平凡社(東洋文庫), 1971.
- 7) 有馬成甫; 火砲の起源とその伝流、吉川弘文館、1962.
- 8) 藤原兼實; 玉葉(玉海), 1160~1200.
- 9) 所在吉; 火繩銃、雄山閣、1964.
- 10) 太田牛一; 信長記(安土記), 1600頃.
- 11) 林道春、林恕; 本朝通鑑, 1670.
- 12) 遠山信春; 織田軍記(総見記), 1685.
- 13) 濱賀県史、清文堂、1927.
- 14) 朱熹撰; 朱子語類、卷三、1130~1200.
- 15) 祝穆撰; 事文類聚、卷四十八、~1279.
- 16) 朱熹撰; 朱文公文集、卷十八、1130~1200.
- 17) 醒佑撰; 歌物詩、1347~1427.
- 18) 田汝成撰; 熙朝樂事、1560頃.
- 19) 沈榜撰; 宛署雜記、上、民風一、1593.
- 20) 潘應京撰; 月令廣義、五卷、1602.
- 21) 陳元龍撰; 格致鏡原、卷五十、1708.
- 22) 朱彝尊撰; (欽定)日下旧聞考、1774.
- 23) 顧祿撰; 清嘉錄、卷一、1830.
- 24) 安積覺; 舜水朱氏歌綺、下、1707.
- 25) 伊藤東涯; 名物六帖、第三帖、1755.
- 26) 松屋久重; 松屋筆記、卷八十一、1845.
- 27) 中川忠英; 清俗紀聞、1799.
- 28) 亀田明斎; 候鶴一覽、卷之三、1840.
- 29) 喜田村信節; 嬉遊笑覽、卷三十の下、1840.
- 30) 金子晋編; 日本事物起源、青山堂、1902.
- 31) 李時珍; 本草綱目、1596.
- 32) 羅頤撰; 物原、兵原第十四、1600頃.
- 33) 南海崔光玉撰; 事物緝珠、卷四、十九、1604.
- 34) 作者不詳; 金瓶梅、卷四十二、1568~1609. (小野、千田訳; 中国古典文学大系、16、平凡社、1960)
- 35) 王穉登撰; 吳社編、1535~1612.
- 36) 焦竑撰; 焦氏筆乘、卷五、1541~1620.
- 37) 方逢年撰; 帝京景物略、燈市二、1628.
- 38) 方以智撰; 物理小識、卷八、1664.
- 39) 張岱撰; 陶庵夢憶、卷二、1597~1689. (松枝茂夫訳; 中国古典文学大系、56、平凡社、1969).

- 40) 侯繼高撰；日本風土記(全浙兵制考)，～1661.
- 41) 袁元礼撰；田家五行，卷上，～1661.
- 42) 施謙等纂；吳県志，卷五十二，1691～1745.
- 43) 舊瀬撰；通俗編，卷三十一，1754～1788.
- 44) 趙翼撰；甌北集，卷五，1727～1812.
- 45) 趙翼撰；簷曝雜記，卷一，1829.
- 46) 張秉鉞等；九江府志，卷八，1818～1873.
- 47) 富察敦崇撰；燕京歲時記，1906. 小野勝年訳；燕京歲時記，平凡社(東洋文庫)，1967.
- 48) 片岡巖；台灣風俗誌，台灣日日新報社，1921.
- 49) 脫脫等奉勅撰；宋史，卷一百二十一，1345.
- 50) 周密撰；武林舊事，卷二，七，～1290.
- 51) 愛知大學編；中日大辭典，中國大辭典刊行会，1968.
- 52) 鄭大郁孟編；經國雄略，六卷，1525.
- 53) 荀元儀編；武備志，卷一百二十八，1621.
- 54) 戚繼光撰；紀勑新書，卷十八，1548.
- 55) 何汝賓撰；兵錄，卷十二，1606.
- 56) 清水武夫；花火の話，河出書房新社，1976.

神農本草經の収載薬品の配列について(2)¹⁾ 植物性薬品

浜田善利*

On the Arrangement of the Drugs contained in "Shen Nong Ben Cao Jing"(2)¹⁾ Botanical Drugs

Toshiyuki HAMADA*

3. 植物性薬品について

A, B, C各刊本と、名医別録、本草經集注、新修本草、大觀本草および政和本草における植物性薬品について、上品、中品、下品の別に配列の推移を整理すると、それぞれ、TABLE IX, X および XI のようになる。

上品 (TABLE IX)において、まず筆頭にくるものは、名医別録、本草經集注、新修本草およびCでは48青芝であるが、大觀本草と政和本草、それにBとAでは16菖蒲である。

配列は、名医別録、本草經集注およびCでは、Cにおいて TABLE IX-2 の最初、即ち140柴胡の前に升麻が入って、そのあとが1品目ずつずれるだけで、その他は品目数、配列ともに同じである。これを type C とする。

大觀本草と政和本草では、IX-3で、102蓬蘽と103鷄頭實、および、332瓜蒂、108白瓜子と107莧實が入れかわっているだけで、他は同じである。この2種の本草書とBとの関

係は、本草書において、IX-1で、46赤芝～51紫芝がそれぞれ独立の品目となっているのに対して、Bではこの6品目が1条に記されている。またIX-2に升麻および289姑活、290別羈、310屁草が入り、(104)青囊がIX-3からIX-2へと大きく移動し、IX-3で87橘柚と99藕実が順位が入れかわっている。

BとAでは、品目出入はあるが、配列の順位がかわっているのは、87橘柚がBでは98薤核と99藕実の間にある。従って(104)青囊と87橘柚が大きくかわっているにとどまり、これらを例外とみれば、大觀本草、政和本草、BおよびAは、まとめて type B と考えることができる。

一方、新修本草は、type C, type B ともかなり異なっている。まず type C と比べると、IX-1の(1)89茯苓、84松脂、88柏实、83茵桂、82牡桂；(2)79石龍芻、56絡石、81王不留行、53蕁实、74景天、36龍胆、95杜仲、92乾漆；IX-2の(3)91酸棗、85槐实、86枸杞、

* 熊本大学薬学部生薬学教室

Department of Pharmacognosy, Faculty of Pharmaceutical Sciences, Kumamoto University.
Location: Ōehon-machi, Kumamoto city.

- 1) 前報、薬史学雑誌、14(2), 87~94(1979).
- 2) 本品は升麻である。升麻はBとCでは上品にあるが、Aおよび名医別録以下の本草書では、本經の収載品とはなされていない。
- 3) (104)は青囊である。本品はAでは104胡麻の条に付記されているが、B, Cおよび名医別録以下の本草書では、胡麻とは別条として上品に収載されている。
- 4) 289姑活、290別羈、310屁草、329淮木は、Bのみが上品にあり、A, C および名医別録と本草經集注では下品にある。また新修本草では有名無用として卷20に、大觀本草と政和本草では、ともに有名未用として卷30に収載されている。
- 5) 上品では、ここに動物性薬品が挿入されている。

TABLE IX-1 Change on the Arrangement of the Botanical Drugs in the Upper Class (1)

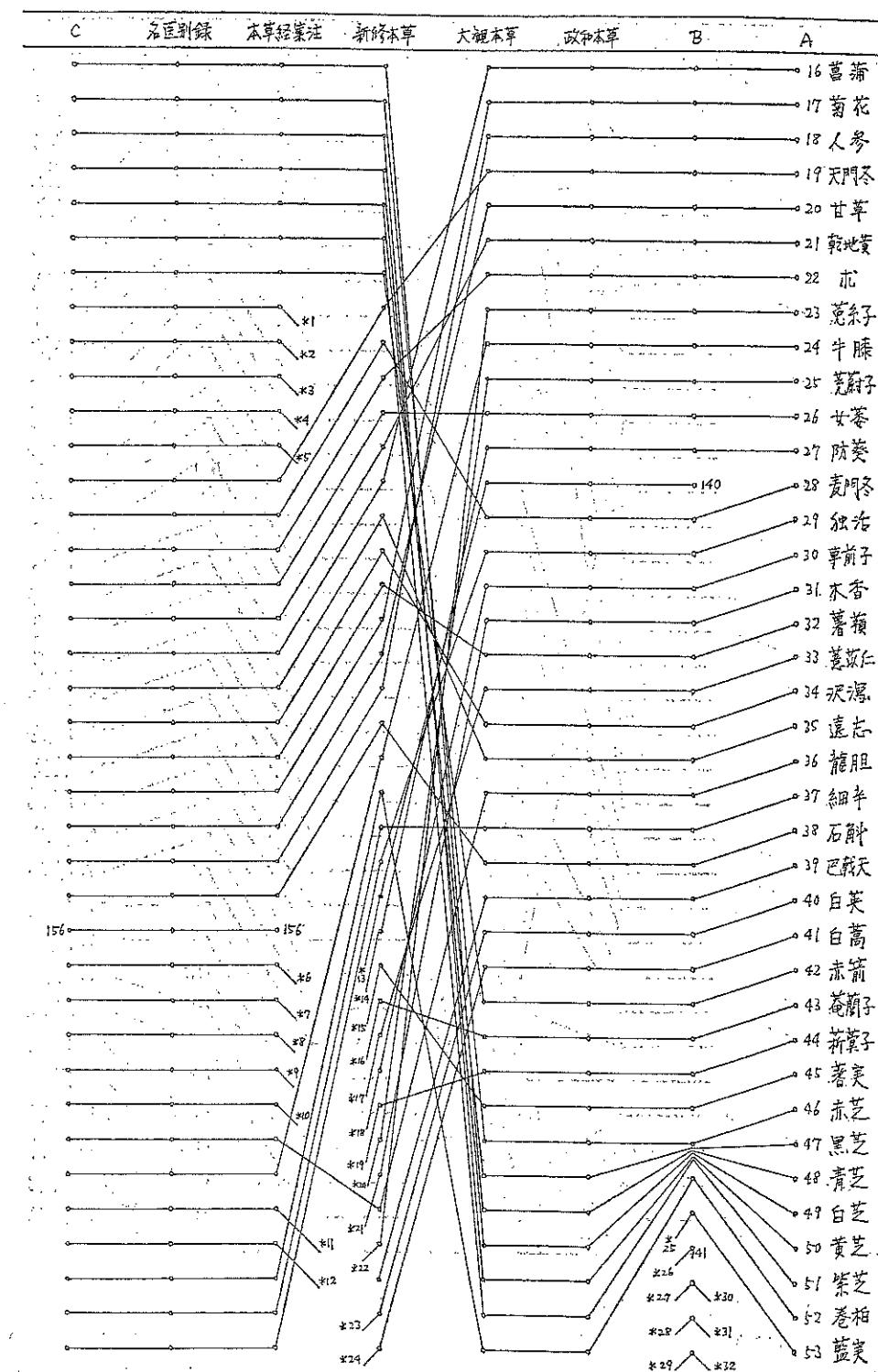
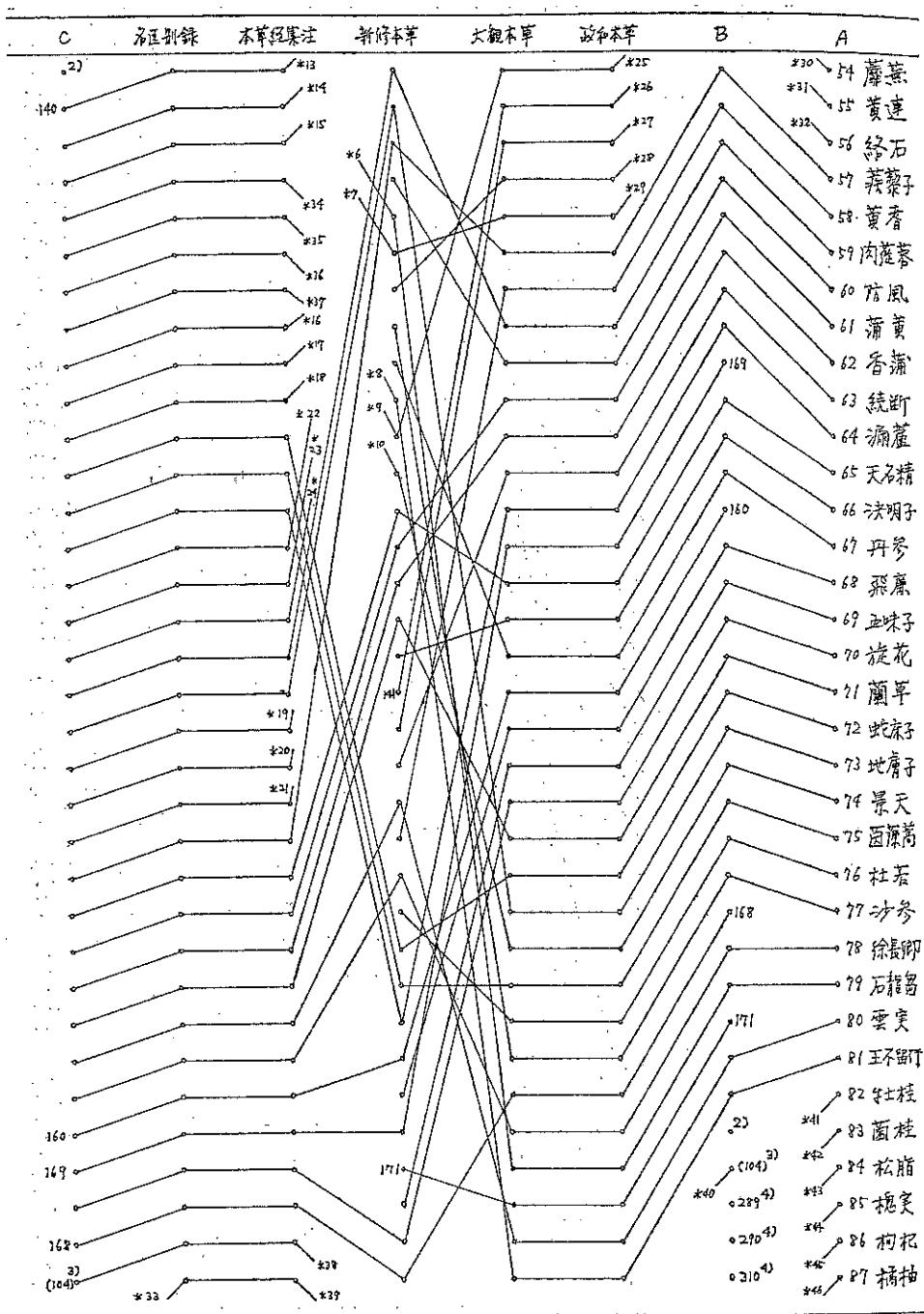


TABLE IX-2 Change on the Arrangement of the Botanical Drugs in the Upper Class (2)

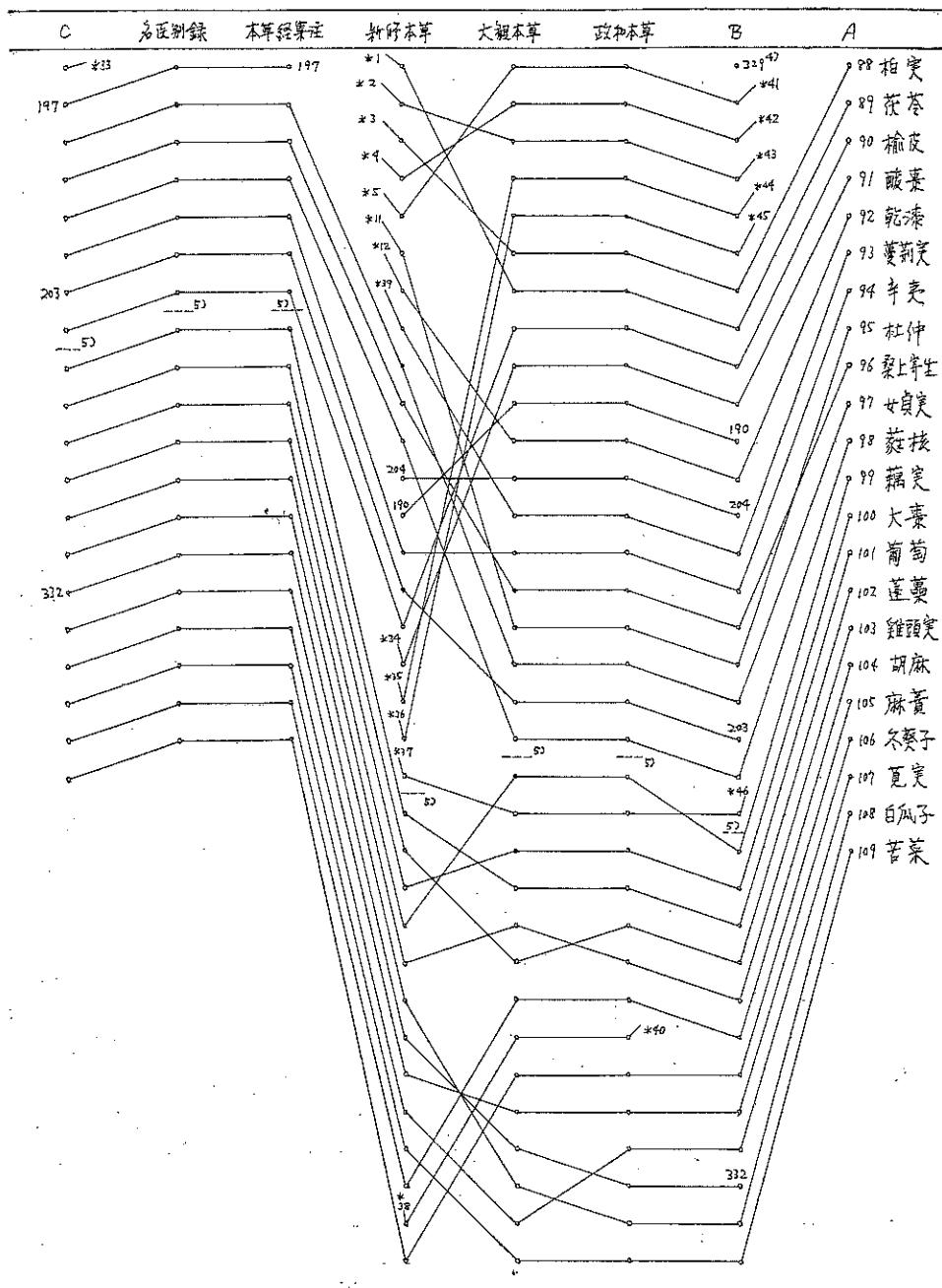


87橘柚; (4) 72蛇床子, 75茵陳蒿, 64漏蘆の
4群, および(104)青囊が, 大きく順位が動
いている。

次に typ B と比べると, 順位はたいへん

不規則に入り乱れている。しかしこれらは,
IX-1 の 16菖蒲～52卷柏 (第1群), IX-2 の
52藍実～81王不留行 (第2群), IX-2, 3 の
82牡桂～98薤核 (第3群) と, IX-3 の 99藕

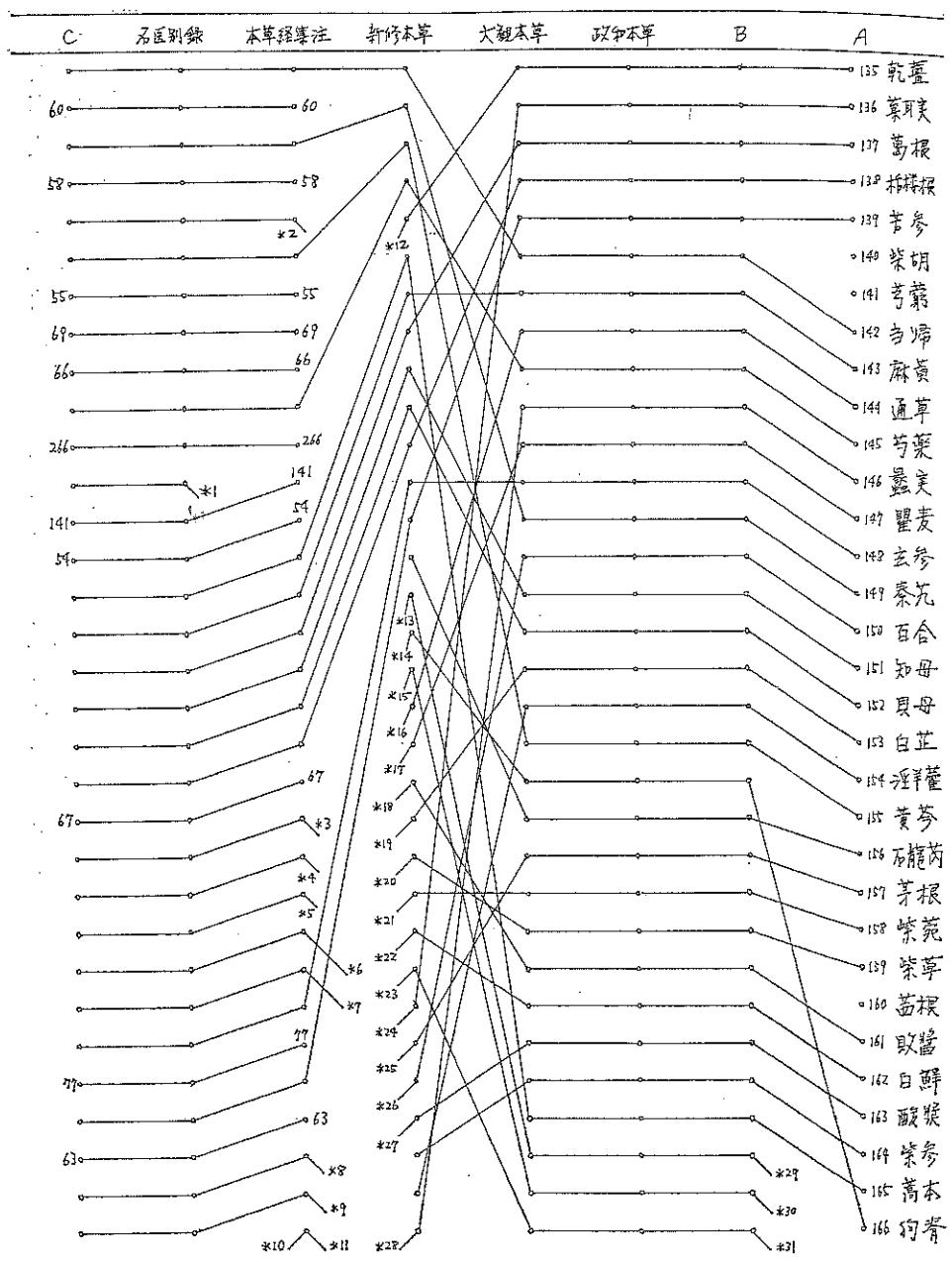
TABLE IX-3 Change on the Arrangement of the Botanical Drugs in the Upper Class (3)



実～109苦菜（第4群）の4群に大別できる。これらは本草書の分類でいえば、第1群（16～52）と第2群（53～81）は草部、第3群（82～98）は木部、第4群（99～109）は果部、米穀部、それに菜部である。A以外はすべて木部と果部の部に、動物性薬品⁶⁾が挿入されて

6) 名医別録では虫獸部、大觀本草では人部、獸部、禽部、虫魚部などである。

TABLE X-1 Change on the Arrangement of the Botanical Drugs in the Middle Class (1)

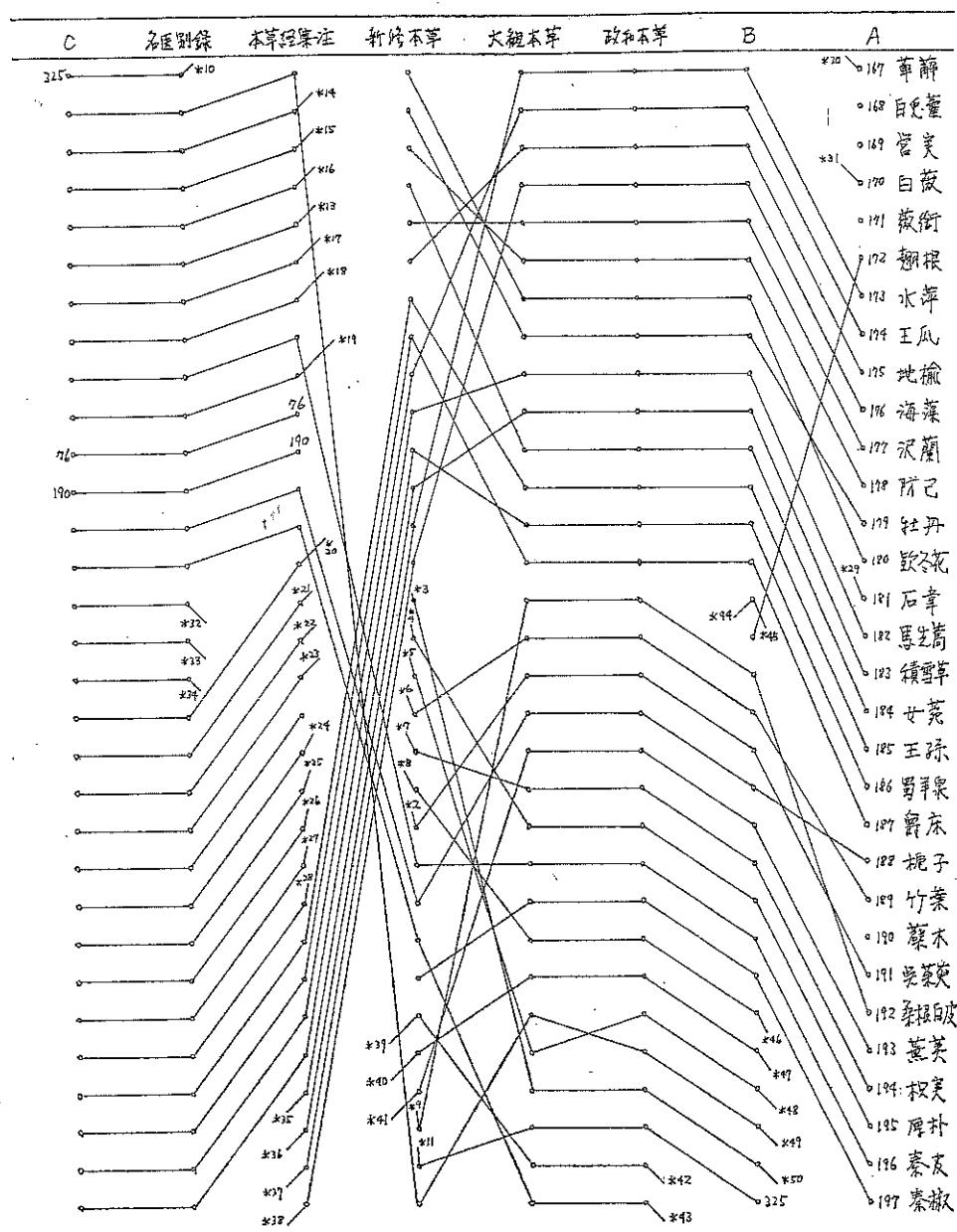


いるので、第3群と第4群の間は大きく別れるところである。ただし、大觀本草と政和本草では、87橘柚⁷⁾を果部に入れるが、他はすべて木部に入れている。

新修本草、大觀本草および政和本草にみられる草部と木部の区別、即ち、第1、2群と第3群の区別は、type C では認められない。これは、名医別録と本草經集注では、草木部

7) 橘柚は、本草綱目では橘として卷30果部に収載されている。

TABLE X-2 Change on the Arrangement of the Botanical Drugs in the Middle Class (2)



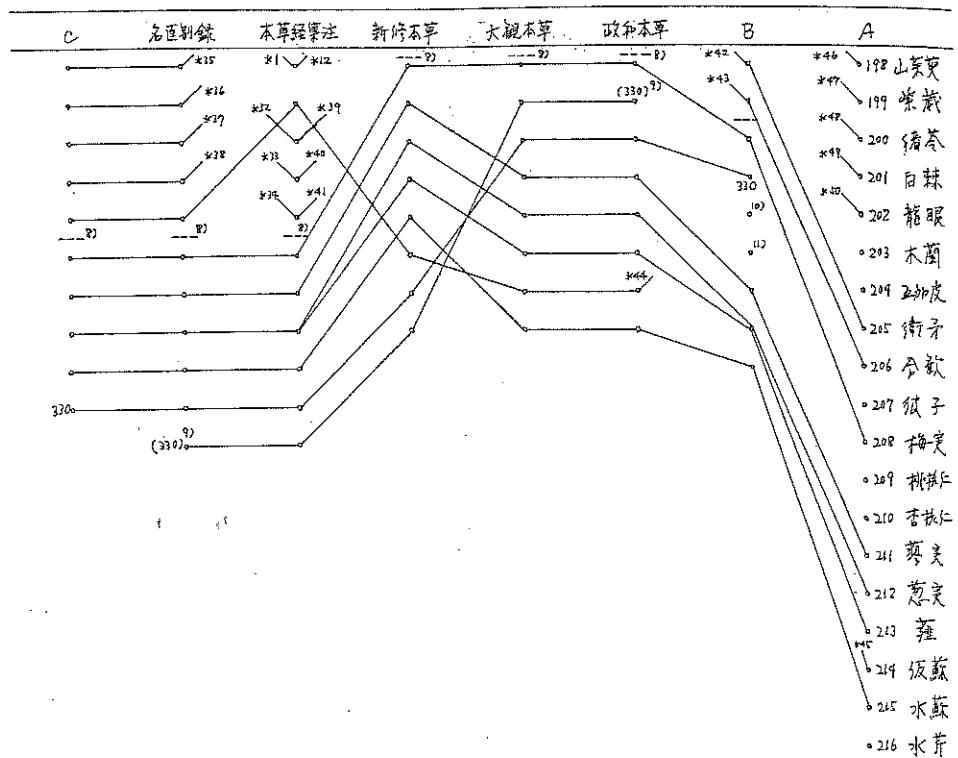
となって草部と木部の区別がないことに由来する。しかし type Cにおいても、果部、葉部、米部の1群は、他群から区別できる。これは果部の前に動物性薬品が挿入されていることによる。

中品 (TABLE X)において、まず筆頭にくるものは、名医別録、本草經集注、新修本草

およびCでは142当帰であるが、大觀本草と政和本草、それにBとAでは135乾薑である。

配列は、名医別録と本草經集注では、TABLE X-1, 3 の 135 乾薑、X-2, 3 の 205 衛矛、199 紫葳、193 蕺蕷の 4 品目が大きく順位がかわり、その分だけ全体がずれている。しかし品目数は、ともに (330) 赤小豆も含め

TABLE X-3 Change on the Arrangement of the Botanical Drugs in the Middle Class (3)



て、74品目で一致している。Cは(330)赤小豆がないだけで、名医別録と全く同一である。故に、135乾薑以下の4品目を例外とみれば、これらはtype Cと考えることができる。

大觀本草と政和本草では、200猪苓と201白朮が入れかわっただけで、他は同じである。この2種の本草書とBとの関係は、本草書においてX-3の214仮蘇が、BではX-2に入り、これが大きく順位が入れかわっている。また本草書では、X-3で、330大豆黃卷とは別条として(330)赤小豆があり、さらに本草書では212葱実、213薤の2品目が、Bでは葱実薤の1品目となっている。一方、BにはまたX-3で粟米と黍米が入っている。

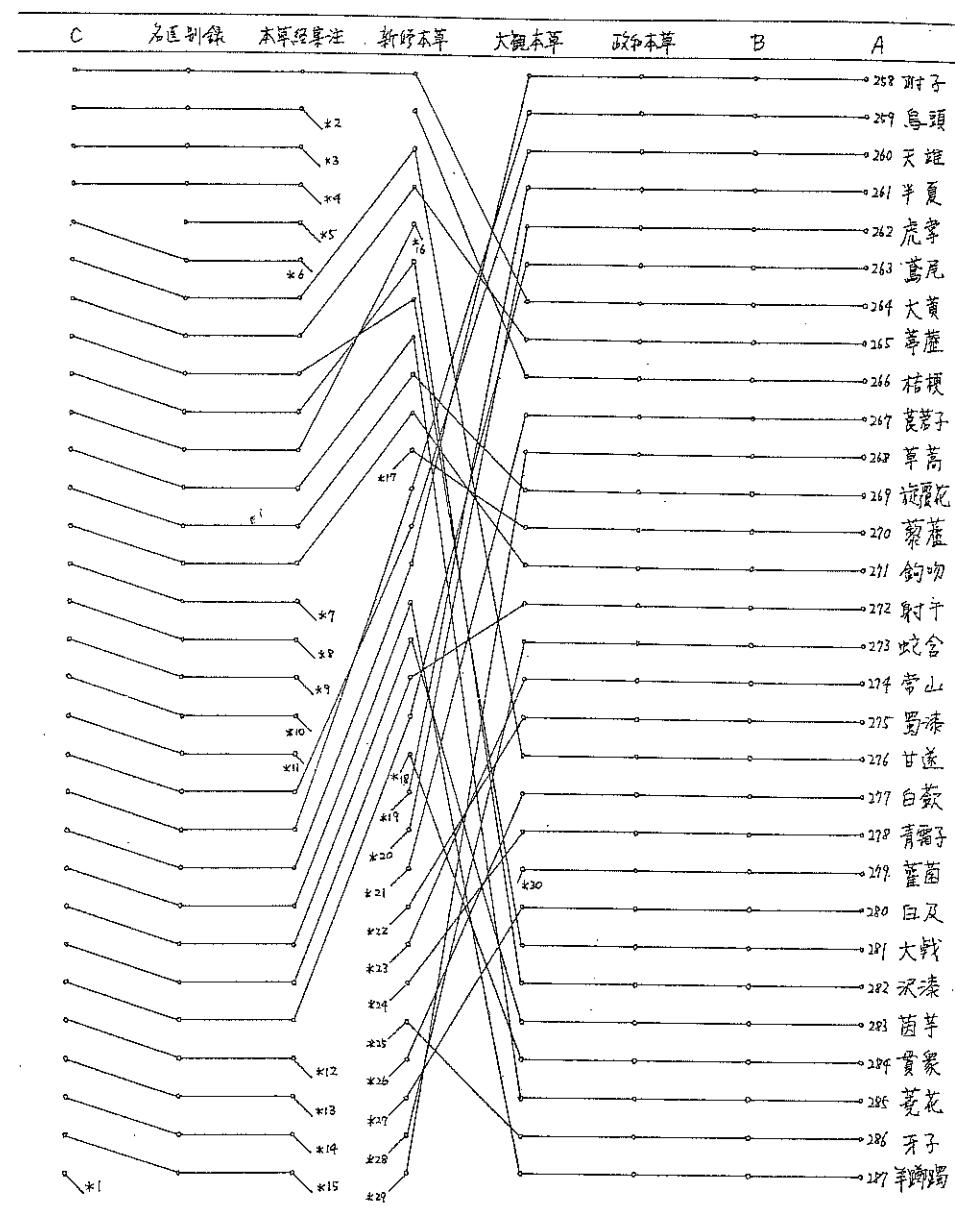
BとAでは、品目に出入はあるが、配列の

順位がかわっているのは、X-1において、Aの166狗脊がBでは155黃芩と156石龍芮の間に、X-2において179牡丹と180欽冬花がBでは逆の順に、188梔子、189竹葉、191吳茱萸、192桑根白皮が、Bで192、189、191、188の順に、X-2、1において、181石韋がBで165藁本と167草薢の間に、X-2、3において、214仮蘇がBで187爵床の次にきている。この中では、166狗脊、181石韋、214仮蘇の3品目が特に大きく入れかわっている。これらを例外とみれば、大觀本草、政和本草、BおよびAは、まとめてtype Bと考えることができる。

一方、新修本草は、type C、type Bともかなり異なっている。まずtype Cと比べる

- 8) 中品ではここに動物性薬品が挿入されている。
- 9) (330)は赤小豆である。本品は、A、BおよびCでは、330大豆黃卷の条に付記されている。
- 10) 本品は粟米である。粟米はBにのみ収載されていて中品にあるが、AとCには収載されず、名医別録以下の本草書では、本經の収載品とはなされていない。
- 11) 本品は黍米である。黍米はBにのみ収載されていて中品にあるが、AとCには収載されず、名医別録以下の本草書では、本經の収載品とはなされていない。

TABLE XI-1 Change on the Arrangement of the Botanical Drugs in the Low Class (1)

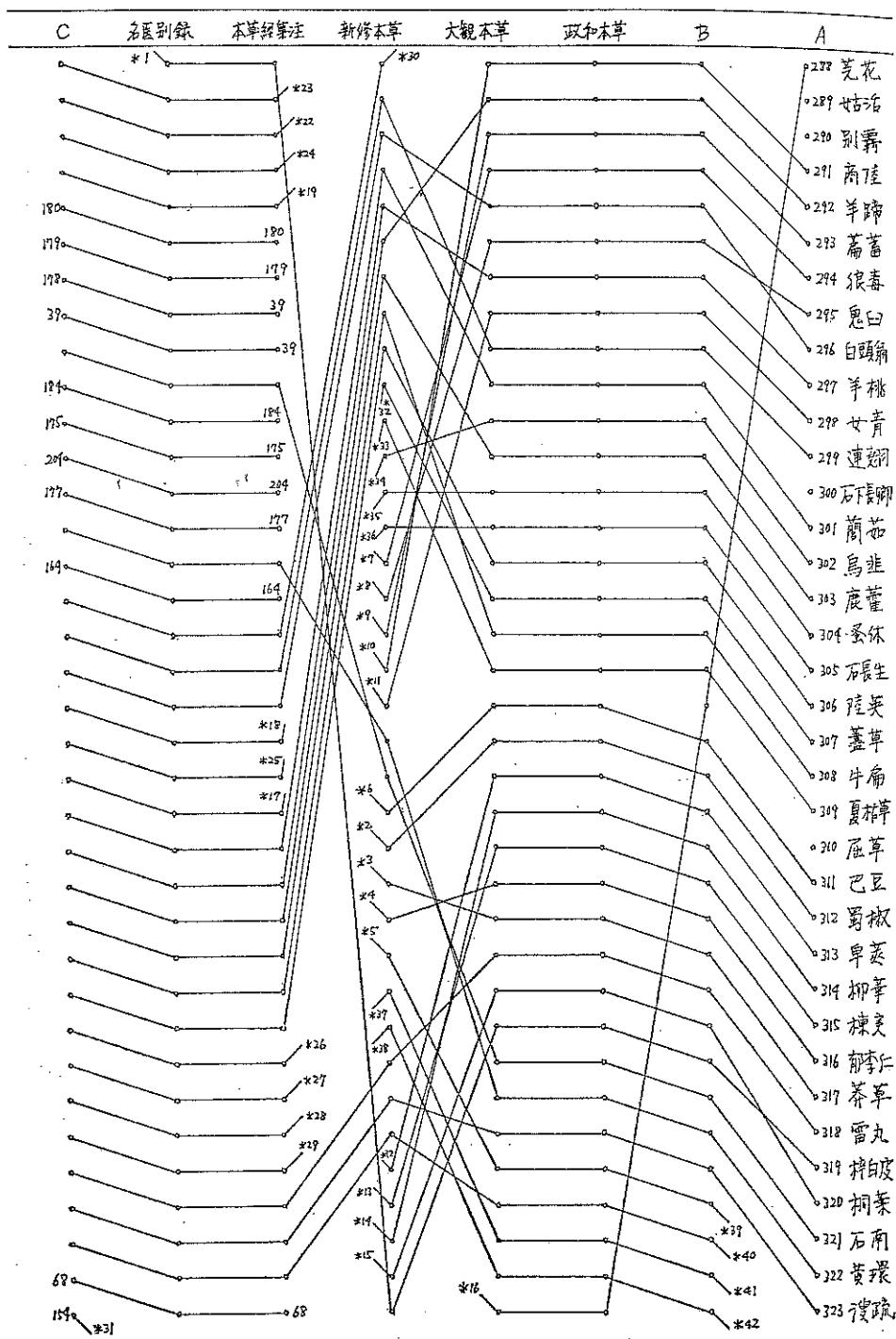


と、X-1, 2 の (1) 202龍眼, 195厚朴, 200猪苓, 189竹葉, 194枳實; (2) 198山茱萸, 192桑根白皮, 325松蘿, 201白朮; X-2 の (3) 196秦皮, 188梔子, 206合歡の3群, および 191吳茱萸と214仮蘇が順位が大きくかわり, 135乾薑が X-3 と X-1 の間で移動している。

次に type B と比べると、順位はたいへん不規則で入り乱れている。しかしこれらは、

X-1, 2 の 135乾薑～170白薇 (第1群), X-2 の 173水萍～187爵床 (第2群), X-2, 3 の 188梔子～206合歡 (第3群), X-3 の 208梅實～216水芹 (第4群) の4群に大別できる。これらは、本草書の分類でいえば、第1群 (135～170) と第2群 (173～187) は草部, 第3群 (188～206) は木部, 第4群 (208～216) は果部, 米穀部, それに菜部である。

TABLE XI-2 Change on the Arrangement of the Botanical Drugs in the Low Class (2)

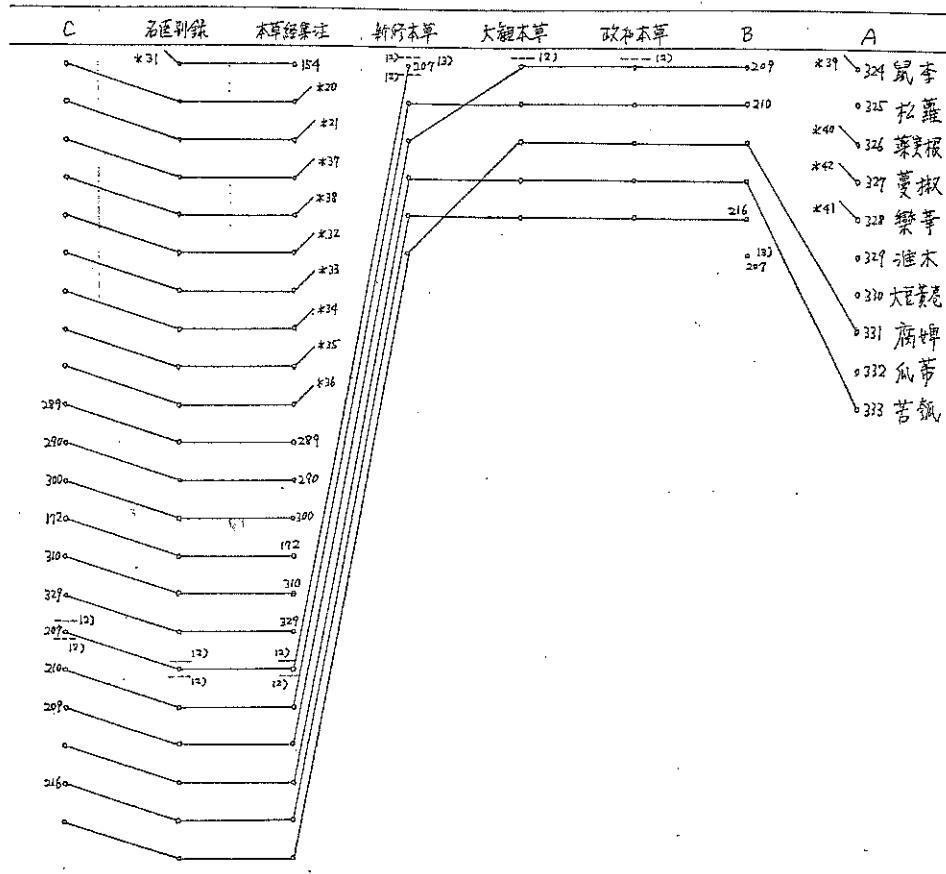


A以外はすべて木部と果部の間に、動物性薬品が挿入されているので、第3群と第4群の間は大きく別れるところである。ただし、大

観本草と政和本草では、214 仮蘇は菜部であるが、Bでは草部と木部の間にある。

新修本草、大観本草および政和本草にみら

TABLE XI-3 Change on the Arrangement of the Botanical Drugs in the Low Class (3)



れる草部と木部の区別は、中品においても、type C では認められない。これは、名医別録と本草經集注では、草木部となって草部と木部の区別がないことによる。しかし type C でも、果部、葉部、米部の1群は区別できる。これは草木部と果部の間に、動物性薬品が挿入されていることに由来する。

下品 (TABLE XI)において、まず筆頭にくるものは、名医別録、本草經集注、新修本草およびCでは、264 大黃であるが、大觀本草と政和本草、それにBとAでは258附子である。

配列は、名医別録と本草經集注は、全く同

じである。これに対して、Cは TABLE XI-1 で、324 鼠李¹⁴⁾がない。そこで、この1品目が欠けて以下それだけずれるほかは、配列の順位はかわらない。これらを type C とする。

大觀本草と政和本草は全く同一である。この2種の本草書とBとの関係は、XI-2において288 菊花が移動しているだけで、他は全く同じである。

BとAでは、品目の出入はあるが、配列は XI-2 で288 菊花が大きく移動した他は、同じ XI-2 で295 鬼臼と 296 白頭翁、319 桐白皮と 320 桐葉、XI-2, 3 で327 蔓椒と 328 繁華の3カ所が、順序が入れかわっている。故

12) 下品では、ここに動物性薬品が挿入されている。

13) 207 附子は、Cと名医別録、本草經集注、新修本草では下品で、動物性薬品の中には収載されている。大觀本草と政和本草では、巻30有名未用の末に「今新退一種」として収載されている。

14) 324 鼠李は、Cでは316 郁核の条に付記されている。

に、288 芫花の移動を例外とみれば、大観本草、政和本草、B および A は、まとめて type B と考えることができる。

一方、新修本草は、下品においてもまた、type C、type B ともかなり異なっている。まず type C と比べると、XI-1、2 において、(1) 312 蜀椒、317 莽草、316 郁核、324 鼠李、311 巴豆；(2) 294 狼毒、295 鬼臼、293 扁蓄、291 商陸、298 女青；(3) 313 皐莢、315 棟実、314 柳華、320 桐葉、319 桦白皮；XI-2 で、(4) 321 石南、322 黃環；(5) 318 雷丸、323 渡疏、326 薬実根の各群が、大きく順序がかわっている。また XI-2 から XI-1 へ 270 藜蘆と 284 貢衆の順位があがっている。

次に type B と比べると、下品においても順位はたいへん不規則に入り乱れている。しかしこれらは、XI-1 の 258 附子～287 羊踯躅（第 1 群）、XI-2 の 291 商陸～309 夏枯草（第 2 群）、XI-2、3 の 311 巴豆～328 楊華（第 3 群）、XI-3 の 331 腐婢と 333 苦瓠（第 4 群）の 4 群に大別できる。これらは本草書の分類でいえば、第 1 群（258～287）と第 2 群（291～309）は草部、第 3 群（311～328）は木部、第 4 群（331、333）は米穀部と菜部である。A 以外は、米穀部の前に果部の 209 桃核仁と 210 杏核仁があるが、A ではこの品目は中品にある。そして A 以外はすべて、木部と果部の間に、動物性薬品が挿入されている。ただ、下品で大きく順位が移動している 288 芫花は、新修本草では草部の上位にあるが、大観本草と政和本草では木部の末尾に、B では草部と木部の間に、A では草部にある。

新修本草、大観本草および政和本草にみられる草部と木部の区別は、下品においても、type C では認められない。これは、名医別録と本草經集注では、草木部となって草部と木部の区別がないことによる。しかし type C でも、果部、菜部、米部の 1 群は区別できる。これは草木部と果部の間に、動物性薬品が挿入されていることに由来する。

以上のように検討してみると、植物性薬品に関して、配列を type C と type B にわけるととき、それに含まれる各本草書は、TABLE

TABLE XII Literatures in the Type C and B of the Botanical Drugs

	上品	中品	下品
Type C	名医別録 本草經集注 C	名医別録 本草經集注 C	名医別録 本草經集注 C
Type B	大観本草 政和本草 B	大観本草 政和本草 B	大観本草 政和本草 B
	A	A	A

XII のようになる。

植物性薬品においては、新修本草は、この type C、type B とも違い、その中間的な配列を示している。その中では、どちらかといえば、type C の方が関係が深いようである。

4. 考察

鉱物性、動物性および植物性薬品について、それぞれ上品、中品、下品にわけて配列を検討してみた。この結果、鉱物性薬品（TABLE IV）については、上、中、下品とも、名医別録、本草經集注、新修本草の 3 書と C が、ほぼ同じ型（type C）とみられ、大観本草と政和本草、それに B と A がほぼ同じ型（type B）とみられる。

動物性薬品（TABLE VIII）については、上品に関してのみ、新修本草は type B に近いが、中、下品においては、鉱物性薬品と同じく、新修本草は名医別録、本草經集注および C とともに type C である。これに対して大観本草と政和本草、B と A は type B と考えられる。

しかし植物性薬品（TABLE XII）に関しては、上、中、下品ともに新修本草は type C とかなり異なっており、また type B とも異なる。その他は名医別録、本草經集注と C が type C であり、大観本草、政和本草、B と A が type B と考えられる。

この新修本草の相違点については、type C の名医別録と本草經集注で、植物性薬品の中の類別にある草木部が、type B の大観本草と政和本草では草部と木部にわかれしたことか

TABLE XIII The Drugs described first in Each Class.

	鉱物性薬品			動物性薬品			植物性薬品		
	上品	中品	下品	上品	中品	下品	上品	中品	下品
C	3玉泉	121雄黃	253青琅干	110龍骨	224犀角	334六畜毛蹄甲	48青芝	142当帰	264大黃
名医別録	"	"	"	"	"	"	"	"	"
本草綱集注	"	"	"	"	"	"	"	"	"
新修本草	"	124水銀	"	"	"	"	"	"	"
大観本草	1丹砂	121雄黃	255石灰	"	218白馬莖	226豚卵	16菖蒲	135乾薑	258附子
政和本草	"	"	"	"	"	"	"	"	"
B	"	"	"	217髪髪	"	"	"	"	"
A	"	"	241孔公蓼	110龍骨	217髪髪	334六畜毛蹄甲	"	"	"

ら、草木部の中から草部と木部に移動する品目がやや規則的に上下にわかれることに由来するとみることができる。これは、たとえば、上品では(1)89茯苓、84松脂、88柏実、83菌桂、82牡桂や、(3)91酸棗、85槐実、86枸杞、87橘柚などの群、中品では、(1)202龍眼、195厚朴、200猪苓、189竹葉、194枳実以下の3群など、下品では、(1)312蜀椒、317莽草、316郁核、324鼠李、311巴豆や、(3)313阜莢、315棟実、314柳華、320桐葉、319梓白皮などの群がそれに該当する。

新修本草では、type Bの草部、木部などの類別がほぼできあがっており、両者の間では、その範囲内において、配列の移動がある。故に新修本草の各薬品の配列の基本はtype Cであるが、草部と木部に新たにわけたことにより、ある品目群ごとに移動があったと考えられる。

これを動物性薬品の上品(TABLE V)を例として再検討してみると、113白膠、114阿膠、(228丹雄雞、229雁肪)の1群と、115石蜜、116蜂子、117蜜蠟の1群が、本草綱集注と新修本草の間で順序が入れかわっている。この2群¹⁵⁾は後世の本草書で、それぞれ動物性薬品の中での類別が異なるのであるから、上の移動は全く不規則なものともいえない。

次に、各本草書の類似性をみるために、鉱・動・植物性薬品の上、中、下3品における

筆頭品目を TABLE XIII に示す。

TABLE XIII によってみると、名医別録、本草綱集注およびCは全く同じである。新修本草もこの筆頭品目で見る限り、鉱物性薬品の中品が異なるだけで、他は上と一致する。また大観本草と政和本草は全く同じであるが、Bは動物性薬品の上品において異なるだけで、他はこの2書と同じである。Aではこの2書とは3カ所において相違している。

以上検討したことにより、名医別録と本草綱集注は、今回引用した刊本の性質から当然のことながら、各薬品はほぼ同一の配列を示している。新修本草は品目の類別がかわる段階にあるが、個々の薬品の配列をこまかくみれば、type Cに近いものである。一方、大観本草と政和本草は、これも当然、同じ原則のもとに配列されていて、新修本草からさらに推移したものである。しかし、いくつかの品目では、前後の位置がかわっているものもある。

Cは名医別録と本草綱集注の配列にもとづいており、Bは大観本草と政和本草の配列にもとづいている。Aは大観本草や政和本草と必ずしも全面的に一致せず、殊に品別の相違が入ると、かなり異なった印象を受ける。また、新修本草、大観本草および政和本草で、有名無用または有名未用として除かれた6~7品目¹⁶⁾は、C、B、Aとともに収載されてい

15) 228丹雄雞と229雁肪は禽部になるから、正しくは3群にわかれる。

16) 新修本草では姑活、別羈、石下長卿、翹根、屈草、淮木の6品目、大観本草と政和本草ではこれに彼子が加わって計7品目である。

る。

今回は、配列そのものを検討するのが目的であるから、以上にとどめる。しかし配列および順位の適、不適を考察するには、品別の場合と同様に、各品目の記載内容に関する詳細な比較研究が必要である。

Summary

In the previous paper, I reported the studies on the arrangement of the Mineral and Animal drugs contained in some issues of "Shen Nong Ben Cao Jing" 神農本草經. By means of the same method, Botanical drugs were investigated on the arrangement in the upper, middle and low classes in this paper.

Literatures cited on these works were (1) "Ming Yi Bie Lu" 名医別録, (2) "Ben Cao Jing Ji Zhu" 本草經集注, (3) "Xin Xiu Ben Cao" 新修本草, (4) "Da Guan Ben Cao" 大觀本草, (5) "Zheng He Ben Cao" 政和本草 and (6) "Ben Cao Gang Mu" 本草綱目. Literatures (1) and (5) were published in Formosa, (2), (3) and (4) in Japan, (6) in China. Changing pattern on the arrangement were shown in the TABLE IX-XI.

On the result of these studies, I devided these literatures into two types, ie. type C and type B. As literatures (1) and (2) had the same contents, I let them belong to type C, (4) and (5) to type B. But (3) seemed to belong to type C, though it had some differences.

I consulted three kinds of "Shen Nong Ben Cao Jing", named (A), (B) and (C) groups. One of (A) group (A-1) was compiled by Gu Guanguang 顧觀光, and another one (A-2) by Lu Fu 盧復. They were entirely resemble in each other. (B) group was compiled by Sun Xingyan 孫星衍 et al, and (C) by Tatsuyuki MORI 森立之. (C) and (B) were belonging to type C and type B respectively. (A) was nearly resemble to type B.

I considered that (C) had the oldest style of contents, but could not decide this was the best one as the standard text because of having doubtful numbers and arrangement. Although (A) was perfectly compiled in numbers, assortment and arrangement, I could not say that (A) must have the oldest style. There must be required the comparative studies on each drug.

アユルヴェーダ大学、研究所訪問記
(伊藤和洋)

インドの人口は6億であり、その面積は日本の8.5倍もある。その実際の医療は、現代医学の教育をうけた医師125,000名とアユルヴェーダ医師300,000名とが携っている。

インドの伝統医学であるこのアユルヴェーダを教育する医科大学はインド国内に200校あるといわれているが、その中で有名なのはバラナシーにある Benares Hindu University の College of Medical Sciences で Ayurvedic College と Modern Medicine のうち前者の方が有名である。

そのほかラジャスタン州の州都にある Jaipur Ayurveda Medical College やグジャラト州のジャムナガールにある Gujarat Ayurveda College、およびパンジャブ州のパティアラにある Patiara Ayurveda College なども有名である。ポンベイ市にはマハラスタン州、初のアユルヴェーダ大学であるプナルバース医科大学やポダール医科大学、サヤン医科大学などがあって、夫々付属のアユルヴェーダ病院を有している。

今年(1980年)の2月20日午前中、このポダールアユルヴェーダ研究所を訪問し、この研究所に所属している Podar Medical College のバット講師に面会し、質疑を重ねた。「アユルヴェーダでいう Black eye ということはどういうことですか?」「Windness というのはどういう症状か?」など訊ねる。前者は眼窩の周辺が黒く隈取りされた状態であり、後者は喉の痛みであるとの答で長年の疑問が氷解した思いであった。次に生薬として使う Cotton Pod というのはワタの何処の部分を指すのかと質ねながら、この大学の玄関傍で採集してきた花と綿毛の両方をつけたワタの押し葉標本を取り出すと、托葉を着けた綿の部分を指してくれたので明確にすることができた。しかし White Catechu (白阿仙薬) についての質問には「アカシア属の植物の1種だと思うが、その種名はわからないから後で調べてお

知らせしましょう」ということであったが、精製した阿仙薬であることがすぐわかった。

間もなく同医大のアユルヴェーダの基礎理論を教えていたサテ教授が昼食を終えて帰って来られたので、その理論について質ねてみる。が理論についてはもっとまとまった時間がないと説明できないので、都合がよければ今晚ホテルでゆっくりとお話ししましょうと前置きしてから次のように語ってくれた。

「インドの伝統医学であるアユルヴェーダは、インドの苛酷な気象条件に適応し、迫りくる病と老から身を守るために人間の持っている自然治癒力と適応力を重視しながら、数千年來々々と積重ねてきたインド人の知恵の遺産であり、この医学は学問のための学問、医学のための医学ではない。病人のための医学の産物であるから、仮令アユルヴェーダが科学的、合理的な証明によってこれらの概念を正当化することができないとしても、幾千にもわたる試行錯誤の歴史と事実に対する鋭い観察力などが相俟って生みだした実用的価値をもった経験的、直観的な事実の集積によって健康の保持と病気に対して有効な治療医学体系として高度の有用性を維持し続けているのである。患者に処方薬を投与するには、治療時における患者とその病気のドーシャ (体内体液) のパターンを診断しなければならないが、それは病時の症状、患者の健康時的一般的特徴、季節、気候、食餌、患者の年齢と体力、既往疾患のパターンその他関連要素を考慮したうえで決定する。また医師はこの体内体液のパターンを基にして、薬、食餌、健康食品などを投与し、それによって病的な体液素のパターンを矯正し、患者を正常な体液素代謝の平衡状態にまで戻すようにする」ということであった。教授の午後の講義が始まることで、午後5時にホテルのロビーで再会することを約束してホテルに帰る。5時丁度、サテ教授が来られ、私の室でアユルヴェーダに関する理論を聞くことができたので要約してみよう。「太陽は数億年来、熱く、今日なお熱く変わっていない。それと同様に薬草の作用も変わっていないと考える。宇宙は何億

年来、調和を保った運動をしているが、この宇宙を統率するものと同じ秩序が生体にも働いていて、生体は何時も一定の平衡状態において維持されるような能力を具えている。アユルヴェーダの理論で最も重要なのはトリ・ドゥンシャ（3つの体液説）である。」と説き始めた。

この3体液説については少し解説しておかないと理解し難いので記しておこう。

3つの体液とはヴァータ（風とか空と訳されヴァーユといふこともある）、ピッタ（胆汁）、カファ（粘液）であって生命を維持していくための基本的な生命複合体のことである。この3つの生命複合体が、許容し得る変化の一定の範囲内で平衡状態を保ちながら相互に協調し合っているときは健康である。

しかし食物、季節、気候、感情、外部的、内部的因素による障礙、遺伝要素、精神的因素などの原因により、その平衡が失調すると病気になる。それを平衡のとれた代謝にまで戻すのがアユルヴェーダの治療法であり、目的でもある。

ヴァータは宇宙の空気とガスの要素である風に相当するが、アユルヴェーダでは英訳して Wind。したがって風と称している。けれどもその実体は単なる風ではなく、運動、刺激の伝達などの作用や消化などが関係しているあらゆる現象をも包含している。あらゆる運動知覚現象、つまり中枢神経系、自律神経系の全ての機能を働きかせる。換言すれば神経の働き、体内エネルギーの働き、細胞の分裂などもこのヴァータの作用によると考える。ヴァータは痩せさせる働きをするから、瘦せた場合はヴァータを抑制する食品〔脂っこい食物、肉、魚、卵、ギー（牛酪油）、バター、クリームなど〕およびヴァータを抑制する作用のある甘味、酸味、鹹味性のある生薬を服用したり、睡眠をしたり安静にする。ヴァータの作用により生体に起こされる徵候ないし症状としては、刺すような痛み、疼くような痛み、拡張、収縮、弛緩、興奮などがある。ヴァータの失調による病気には坐骨神経痛、四肢の麻痺、耳痛、難聴、失語症、眩暈、背

中や腰の凝りなどがある。

ピッタは宇宙の熱と光の要素である火に相当する。しかし人のピッタは Bile とか胆汁と訳されているが現代医学でいう胆汁そのものをいうのではなく、体熱と関係がある。このピッタが正常な時は体温の調節も正常に行われ皮膚の色調も正常である。ギー（牛酪油）は体温でゆっくり溶解するから、これを手の甲や腕に灸のモグサのように点々と置き、その融解速度が早ければ体温が高いと見做し、ピッタが強く失調していると診断する。ピッタが失調すると軀の全身または部分的に焼けつくような熱感がある。また異常発汗、黄疸、胸やけ、口臭、化膿性の皮膚の吹出物や痒み、皮膚粘膜の色素沈着がおきる。ピッタを抑制する要素は、甘味、苦味、收敛味のある飲食物や冷やす食品や寒の性質のある生薬（例えば可梨勒など）やギー、ミルクなどの摂取が特によい。また瀉下剤、自然発汗と排尿、あるいはカファを促進するような食品や生薬がよい。一方ピッタを刺激する要素は辛、酸、鹹味のある飲食物や薬物、またはピッタを悪化させるような温める物質や反カファ的な物質などである。

第3番目のカファは宇宙の地、水（固・液）の要素で、地、水に相当するがアユルヴェーダでは Phlegm（粘液）とか粘液質または粘液素などと訳されている。しかし単なる粘液ではなく、関節の連結、軀を肥満させたり、強靭性を与える作用や軀を滑めらかにしたり、傷を癒す作用もある。したがってカファが正常な時は関節などの結合がよく保たれるし栄養状態もよく、肥る。

反対にカファが悪化すると軀がカサカサ乾いてくるし、関節がゆるむ。また痩せたり、虚弱、性的衰弱、性格が不安定になる。

カファを抑制する要素は辛味、苦味、收敛味のある食物が生薬、脂氣のない、乾燥している食物。喫煙とキンマの葉の摂取、ヴァータを促進させ悪化させるような要素を刺激してもよい。

またカファを刺激させる要素は甘、酸、鹹味のある食物または生薬、脂っこいものなど

がよく、昼間眠ること、または頭に過度の脂を塗る。軀の内部を潤滑するために油性浣腸などをし、余り運動をしないようする。

さて、サテ教授のアユルヴェーダの診断法についての説明を続けよう。

「風邪で発熱している場合でも次のような3つのタイプがある。①急激に上昇する熱はピッタの悪化と診断するし、②発熱の状態が徐々で1週～2週間位かかるような場合はカファの悪化によると診断する。③発熱の状態が上がったり下がったりし、こんな症状を繰返す場合はヴァータの悪化によると診断する。」

腹痛などの疼痛にも次の3つのタイプがある。①急激痛の場合はピッタの悪化と診断する。②朝目覚めた時、鈍痛を感じるが日中は忘れてしまうような場合はカファの悪化と診断する。③痛みがあったり、なくなったりする状態を繰返す場合はヴァータによると診断する。」

翌日の午前中、プナルバス医科大学を訪問しミッタル博士の出迎を受け、付属病院のラッタ院長に紹介される。この病院はアユルヴェーダの内科医6人で、毎日600人の外来患者を診ているから、年間20万人位の診療に当っているという。内、外、産科の各病棟を案内されたのち、大学の解剖室でミイラ2軀を見、死体保存槽室などを経由し展示室では生薬の標本、原植物の腊葉、製薬図譜、医療用具などを見、図書室を閲覧してから戸外に出る。学校の内庭にはミロバランの木(阿梨勒)、アマラの木(菴麻羅)、アムラタマゴの木(阿麻勒)などが栽植されていて大きな樹陰をつくっている。校門に最も近い校舎に沿って、アユルヴェーダで頻用する薬草の原植物が数百種、鉢植えして列べてあった。ここでCassia occidentalis(オオバハブソウ)の種子を採取、次いでプラーミの苗を3株分譲してもらう。このプラーミはヴァータに働くて脳細胞への伝達をよくするので記憶力をよくする薬草として有名であるし、最近この植物に脳細胞の主成分と同じ不飽和脂肪酸や各種ビタミンがバランスよく含まれていることが

わかつってきたのである。

午後、昨日訪問したポダール研究所の付属病院と研究所を訪ねる。初め外科部長より「アユルヴェーダでは成るべく切開しないように各種薬用油で治療するが、止むを得ない場合は手術する。しかしその術後も薬用油で治療して瘻蓋を除くようとする」という説明を聴き、実際に治療中の患者の様子を見る。次いで内科のアンタルカール医師よりアユルヴェーダの薬物並びに使用法などについて教示を受ける。

「アユルヴェーダで薬草を用いようとするとき、第1にはその薬用部の新鮮な汁液(スワラス)を用いる。次にその薬用部の粉末(乾燥)を使い、3番目に煎、浸剤を用いるようにし、4番目に煎じて蒸発乾固したもので丸剤を製する。鉱物性の生薬を用いる場合は植物性生薬も配伍する。その理由は植物性生薬が鉱物の毒性を減じ吸収性をよくするからである。一般的に言って鉱物性生薬は軀を乾かす作用があるし、体内の毒を外に追い出す(排泄)作用がある。」

このポダール研究所ではチバガイギー社と糖尿病、肝炎などの治療薬の共同研究を行なっているが、アユルヴェーダの古医典に記されている事項について、その正しさを科学的方法論で証明する試験も行なっているとのことであった。続いてボンベイ最大のアユルヴェーダ製剤のメーカーであるザンドゥ製薬の工場を訪問する。この会社は1910年創業である。社長の説明によると同社では植物性生薬800種、動、鉱物性生薬200種を原料として製品を生産し、国内供給の外、スリランカ、シンガポール、香港、アフリカなどに輸出しているという。

その翌日、Taraporevala Sons出版社を訪ねる。該社は1864年(明治前4年)創業でヨーガ、アユルヴェーダなどの書物も多く出版している。今回翻訳権を入手した。

「Everybody's Guide to Ayurvedic Medicine」もその一つで各種の病気に対し3,500余の処方と用法などが詳細に記されている。但しこの原書には薬草の図鑑がないので、和

訳本には薬草図譜を添付することについて社長の承諾を得る。昼食後、インド屈指の名医パンジット・シヴァ・シャルマ先生の診療所を訪問する。先生はインド西北部ヒマチャルプラデシのタクサール(TAKSAR)村の出身で、1905年生まれ、パティアラ・アユルヴェーダ大学を卒業の後、臨床家として活躍し、現在ガンジー首相を初め政界、財界の名士を多数患者にもつていて大変多忙である。にもかかわらず多くの専門書を著している。

パンジットというのは政府が学者に授与する最高の荣誉称号である。先生はまたオーストラリアのヘレン財団の「生命の医学に関する世界連盟」の推進者の有力メンバーでもあるし、インドアユルヴェーダ協会やアユルヴェーダ援助協会の会長でもあるので欧米各国に講演したり、指導の任に当つて居られる。

この数年来、特にアメリカの要望が多いとのことである。現在アメリカの病院の入院患者の30%は医原病患者つまり服用した合成薬の副作用による病人であるといわれている。したがつて副作用のないアユルヴェーダの薬物、治療法に真剣に取り組むため、南イリノイ大学の教授連がインドの先生のところで研修したり、先生自身が南パシフィック大学など10数校の医学部やカナダのトロント大学、シドニーの各大学から招聘を受けて特別講演やミーティングを数多く実施している。わが国へは1973年(昭和48年)4月に日本学術会議の講堂で「実践としてのアユルヴェーダ医学」と題し講演し、多くの聴講者に多大の感銘を与えたので御記憶の方もあろう。さて20分程もお話していると待合室も一杯になりはじめたので夜の御招待に与ることになり辞去してホテルに帰るとボダール医大のパティ講師が待っていてくれたので生薬問屋街マスジイド・バンダール地区を案内してもらい、生薬店三軒程を見て、サンプルを入手する。

翌2月23日は土曜日、スリランカに向う。約2時間後、ココヤシ樹林の真直中にあるコロンボ国際空港に到着する。次の日曜日、ビ

ラデニアの王立植物園に出かけ、エカナイケ園長と面談、アユルヴェーダの薬木、白檀、丁香樹、その他の苗木などの栽培場に案内してもらう。丁度、無憂樹の橙黄色の花が真盛りであった。前回、15年前の5月中旬に訪問した時にはニクズクの果実が熟っていたのを思い出す。その翌日コロンボ市郊外のナビンナ地区のバンダラナイケ・メモリアル・アユルヴェーダ実験研究所を訪問する。この研究所はセイロンの近代化に着手したバンダラナイケ首相の名に因んだものである。同首相は1956年(昭和31年)首相に就任した国民党主義のインテリー政治家で伝統医学、経済発展に努力したが3年後に暗殺されてしまった。

しかしその翌年その夫人シリマヴォ・バンダラナイケ女史がセイロン自由党総裁となり、1960年(昭和35年)7月には世界初の婦人首相になり、以来5年間その他位にあった。その間1961年6月にこの首相は池田首相に親書を送って、わが国での東洋医学の実態調査について協力方要請を行っている。

当時厚生省に勤務していた筆者はこれらの調査団長と面談し、種々意見要望を聞く機会があった。つまりこの首相夫妻はアユルヴェーダをわが国に伝えた第3番目のルーツといつてもよいであろう。

この研究所の広大な土地はバンダラナイケ首相の所有地だったので、研究所の建物はその奥にあった。1階ロビーには首相の肖像画が掛けられており、その右側は標本室となっている。2階が研究所員の室や講義室、実験室となっていて、南側のテラスには薬草の鉢植が数百種所狭しと置いてあった。

また廊下にはアユルヴェーダの有名な伝説物語りの絵画が10枚列べてあった。案内人からその物語りを聞きながら3千数百年も前の実践の医学に心を打たれたのであった。なおセイロンは1972年(昭和47年)にスリランカ共和国と改名し、人口は現在1,300万人でアユルヴェーダの医師は8,000名。その国土はわが国の東北6県と同じ位の広さである。

(吉井千代田)

新刊紹介・書評

◆脱病院化社会——医療の限界 イヴァン・イリッチ著(1976年), 金子嗣郎訳, 晶文社, 1979年1月30日刊, B6, 325頁, 1,500円。

医師と薬物と医療行為から生ずる従来見られなかった病気を“医原性疾患”と呼んでいるが, 人類を悩ませる痛み・病気・死に対し, 臨床的社会的文化的視野から, 現代の文化史的背景をふまえた医療の在り方に鋭い考察を行い, 多くの問題点を指摘している。誤診や薬物の乱用多用による疾患をはじめ, 個人の誕生や死さえ病室内の技術的処理の対象に変えてしまった過程を具さに分析している。

本書の原題は *Limits to Medicine* で, 医療に限界を設けなければ, 医療によって健康を失うおそれがあるとして, 健康における自律性を回復すべきであることを強調している。著者イヴァン・イリッチは1926年ウィーンに生まれ, 自然科学・神学・哲学・歴史学を修めたのち渡米, 國際文化交流に努め, 教育・交通・医療の分野で現代産業社会批判を展開してきた。

“医療機構そのものが健康に対する大きな脅威になりつつある。社会がすべての市民に対して医療システムからほとんど無制限に診療を受けるようにと関与するとき, 自律的な治療という, 生活を営む人たちに必要な環境的・文化的条件はつねに破壊されるおそれがあることを警告したい。健康を保持するための手段が病気をつくり出すきっかけを与えるようになってしまったのは, 人類の生存を有機体の行為から技術的の操作の結果に転化したからだ, ということを理解しなければならない”。

特に“痛み”については, ただ単に鎮痛することによって苦惱を除き得たとするが, “伝統的文化は, 肉体的・精神的苦痛に打ちひしがれても, 人間が自分自身の行為に責任を持つことを教えたことを忘れてはなるまい”としている。

卷末に付された(原注, 527項)だけでも貴重な文献資料として評価されよう。

◆アルコール症——隠された薬物問題 ジェール・フォート著(1973年), 逸見武光監修・大森正英訳, 東京大学出版会, 1980年4月21日刊, B6, 271頁, 980円。

“アルコールは最も広く使われ, かつ乱用されている向精神薬物であるばかりでなく, 特に身体的依存性の強いものであって, その乱用をアルコール症と呼ぶ”として, 著者J・フォート(アメリカ)は公衆衛生の専門家および犯罪学者として, 国の内外を問わずアルコールの害を説き, 意欲的に“アルコールを薬物としてとらえ, その害悪を除くため”改革運動を起こしてきた。

“薬物の効果は個体により変差がある。個体差の主因はその人の個性, 性格, 薬物摂取時の気分, 期待, 心構えなどがあげられる。すなわち薬物の効果はその化学物質の薬理的な性状と, その場の社会・文化的背景とが相互作用し合ったものだ。適量を摂取したとしても, 向精神性薬物(アルコール)は抑制, 不安, 罪悪感などを減じる傾向を持ち, 平常実行しようとしても抑制が強くてできそうもないことでも自由にできるような感じを起こさせるのだ”としている。

(1)アルコールも薬の一種, (2)体内でのアルコールの作用, (3)アルコールとその規制の歴史, (4)アルコールとその他の薬物をめぐる現状, (5)酒を飲む人・飲まない人・アルコール症になる人, (6)身体的依存性のある薬物(アルコールとその乱用), (7)アルコール症の治療, (8)究極的な解決法(教育と予防)の各章から成り, 卷末に精神状態を変えるために用いられる主な物質の比較一覧が表示されている。

第2章に詳述されているアルコールの作用については, 医学, 薬学の領域からみて多くの新知見を与え, 本書が単なる禁酒運動のテキストでないことを示している。(吉井千代田)

◆漢方の諸問題 長沢元夫著, 健友館, 1980年5月15日刊, A5, 198頁, 2,500円(3047-0018-1956).

本書の内容は、(1)“漢方薬に関する諸問題”と(2)“傷寒論医学の発生地”をはじめとする8篇の参考論文の二部から成っている。

全巻を通じて到る處に“定説といえどもすべて一応疑ってみることが必要だ”，という視点から、とかく先入観、偏見、独断、自己満足、功名心、打算などによって誤まれることがしばしばある漢方薬に関する認識を改めさせられる知見が与えられている。

例えば、“薬物の配合について”的項の中に、君臣佐使あるいは相須相使についての解説がある。専門用語、述語が少なからずあるが、この種の生命や健康に関連ある医書薬書の原典が異国語である場合、その語意を正しく知ることが必要なことはいうまでもない。

近代医療における薬理学や薬剤学と対照して、どのように解釈できるか、極めて興味深いことと思われた。配合剤にみる薬効の相乗相加作用は、単味の化学物質の生物活性から推理して処方されるケースが少なくなかった。そして吸收・血中濃度・分布・排泄など生体内の薬物の運命あるいは挙動を薬剤学的に追究しようとしても、必ずしも期待する薬効と符合しない例も稀れではない。多成分から成り立っている生薬を原料とする漢方薬方の示す薬効について、著者は定説を改めるべきだとすることを幾つかの実例を挙げて指摘している。

なお本書を読みながら、あのような複雑な化学構造をもつ成分を含有することを知らないても、治病のために方剤に採り上げる生薬の種類を決めることができたのは驚異と言わなければならぬということであった。併せて生薬の選品問題は、同名同種でありながら力値に大きな差等を示すものが少なくない点に重要な関心をもたなければならないということであった。

本書は実にユニークな啓蒙書である。

(吉井千代田)

◆Journal of Ethno-pharmacology: 出版社,
Elsevier Sequoia S. A., P. O. Box 851,
1001 Lausanne 1, Switzerland. 年4回刊,

1979年に第1巻、年間購読料 150スイスフラン(約3万円)

“民族薬物学雑誌——各地固有の薬物についての生物科学的研究向け学際的雑誌”と題する学術雑誌が発刊された。

編集者はローランヌ大学植物生理学研究所の Laurent Rivier 教授およびストックホルム、カロリンスカ研究所・毒物学部の Jan G. Bruhn 教授で、諸問編集委員として N. R. Farnsworth (シカゴ), B. Holmstedt (ストックホルム), R. E. Schultes (マサチューセッツ・ケンブリッジ), T. Swain (ボストン), J. Wilbert (ロサンゼルス) の各氏があげられている。

民族薬物学は、各地固有の薬物およびその生理活性に対する考察、記録、実験的研究を内容とした学際的ひろがりをなすもので、その基礎学として植物学、化学、薬理学のほかに人類学、考古学、歴史学、言語学なども貢献しており、これら学際的アプローチは民族薬物学に必須であるほか、それら薬物の臨床効果に対する正しい評価を出すためにも欠かすことができない；と第1巻第1号の冒頭ページで編集者は述べている。

第1号にはヤボランジの学際的評価、メキシコ原住民の幻覚植物、海上生活インディアンの薬草、コカ葉常用者血液中のコカインなどが収載され、第2号はアメリカ原住民の薬用植物に対する知識の統計的解析、第3号にはスペイン系ニューメキシコ人が使う墮胎・通経用植物、アメリカ——メキシコ周辺の嫌忌療法、第4号には中国における矢毒の歴史が発表されている。

そのほか短編報告、ブックレビュー、ニュースなど、各刊とも100ページを越す内容をもっている。

これらは東方あるいは発展途上国事情を西欧文明の立場から見ている論文が多いけれども、事実に即して検討する研究がつみ重ねられるならば、各民族固有の医薬学から一般化しうる教訓が得られるようになるであろう。

(川瀬 清)

—会 務 報 告 —

◆幹 事 会 (1980年3月18日, 学士会館にて)

1. 本年10月の医史学会、歯科医史学会との3学会連合発表会については参加することにし、3題の特別講演に対しては伊藤和洋氏の「インド伝承医学と薬草」をあてることとした。
 2. 幹事会を充実させるために西岡五夫氏（九州大学薬学部教授）を推薦し、次期総会にはかることを決定した。
 3. 本誌は毎号1,000部印刷していたが、本年より500部に減らすことを決定した。
 4. 本学会創立25年を記念して本誌合本を100部つくり、図書館等に寄贈することを相談した。
 5. 1980年度の「薬学生のための薬史学セミナー」は「薬史学上の史実とその社会的背景との関連」を主題とし、内容を次のようにした。
その1. 医薬分業をめぐって
 - 1・1 西欧における医薬分業成立の背景（安江政一氏）
 - 1・2 日本における医薬分業
 - 1・2・1 その特質について（吉井千代田氏）
 - 1・2・2 その見方・考え方（宗田一氏）
 - その2. 東アジア伝統医薬学から
 - 2・1 中国の薬局方・和剤局方をめぐって（長沢元夫氏）
- 日時は1980年8月23~24日、場所はくすり博物館。（各薬科大学へ6月上旬に印刷物を送付した）。
6. 本学会名簿を本年度中に印刷することを決めた。

◆日本薬学会第100年会・薬史学部会

創立100周年を迎えた日本薬学会のシンポジウム統一テーマ「薬学研究における新しい理論と技術」に対して、本学会は「薬学の概念をめぐる史的考察」などをテーマに意見を交わした。今日なお「薬学とは何ぞや?」という命題に対して定説の得られぬ憾みのあることは、欧米先進国よりの導入移植にもとづく模倣と追隨時代が長く続いてきたことも一因であろう。わが国の薬学の現状と将来に結びつけて、今後さらに広い視野からの考察が期待された。

これに先だって行われた研究発表（下記）の中には、密度の高い考証をふまえた本草学的研究報告あるいは日本の薬学の歩みの中から真相の明らかでなかった史実、例えばアドレナリン発見史、大阪、岡山における薬学教育機関の変遷などをめぐる発表は多くの新知見を与えた興味深いものがあった（吉井千代田）。

薬史学部会（1980年4月4日）

- ・賢親本草（その1）、東北大・薬 ヒキノヒロシ。
- ・貝類生薬の本草学的研究（4）魁蛤・蛤蚧について、熊大・薬 浜田善利、村上誠懸。
- ・往来物中の薬物（明治時代）、明薬大 佐藤文比古。
- ・アドレナリン発見ノート 高峰讓吉と上中啓三、女子聖学院短大 山下愛子。
- ・製剤の定義とその方法論（その2）特殊な処理を要する製剤に対する定義、昭和大・薬 金庭延慶、池川昭子、川島寿子。
- ・大阪大学薬学部95年史、中室嘉祐。
- ・岡山における薬学教育（その2）第三高等中学校医学部薬学科廃校の前後、神院大・薬 小山鷹二。

- ・薬害史から見た日本の薬学、立命館大 高野哲夫。
- ・東ドイツ(DDR)の薬事制度の史的考察(第3報) 1963年の第3回薬剤師大会と将来構想案について、辰野美紀。

シンポジウム<日本薬学100年の発展とその歴史的背景>

- ・薬学の概念をめぐる歴史的考察、東京理大・薬 長沢元夫。
- ・明治維新前後の薬学、京薬大 宗田 一。
- ・18~19世紀におけるヨーロッパ薬学の概観、東京薬大 川瀬 清。
- ・近代化学発達史、共立薬大 石坂哲夫。

◆1979年度(昭和54年度)決算報告

日本薬学会第100年会の際の本学会総会において吉井千代田常任理事は会計報告を行ない、川瀬清監事により使途に誤りのないことの報告の後、出席会員全員から承認された。

収入(A)	予算	決算	増	△減
賛助会費	80,000	190,000		110,000
一般会費	234,000	224,500	△ 9,500	
学生会費	5,000	3,500	△ 1,500	
投稿料	80,000	169,970		89,970
広告料	40,000	40,000		0
雑誌販売	40,000	50,000		10,000
寄附	0	330,000		330,000
前年繰越	234,575	234,575		0
利子	2,000	1,779	△ 221	
	715,575	1,244,324		528,749
支出(B)	予算	決算	増	△減
印刷費	700,000	751,190		51,190
通信費	15,000	44,970		29,970
事務費	575	9,060		8,485
雜(謝礼)	0	60,000		60,000
	715,575	865,220		149,645

A - B = 379,104円 (1979年12月31日)

印刷費内訳	751,190
{ 雜誌 13(2)	302,650
" 14(1)	438,540
封筒	10,000
寄附内訳	330,000
{ 紀伊国屋漢薬局 30,000	
漢方と漢薬 100,000	
鶴内田和漢薬 50,000	
エーザイ鶴 100,000	
津村順天堂 50,000	

◆1980年度予算

収 入	予 算	備 考
賛 助 会 費	285,000	$15,000 \times 19$
一 般 会 費	495,000	$3,000 \times 165$
学 生 会 費	15,000	$1,500 \times 10$
投 稿 料	100,000	
広 告 料	40,000	$20,000 \times 2$
雑 誌 販 売	80,000	$1,000 \times 70$ (Vol. 1~14) } $2,000 \times 5$ (Vol. 15) }
寄 附	0	
前 年 繰 越	379,104	
利 子	2,000	
	1,396,104	
支 出	予 算	
印 刷 費	1,314,790	$414,790$ [14(2)] } $450,000 \times 2$ }
通 信 費	60,000	
事 務 費	11,314	
雜	10,000	
	1,396,104	

◆会員数

賛 助 会 員 20 (入会1)
 一 般 会 員 165 (入会1, 退会1)
 学 生 会 員 9 (退会1)

◆総会におけるその他の決定事項

1. 西岡五夫氏（九州大学薬学部教授）は幹事に推薦された。

薬史学雑誌投稿規定 (1975年4月決定)

1. 投稿者の資格: 原則として本会員であること (共著者はこの限りではない). 会員外の原稿は編集委員会の承認を経て掲載することがある.
2. 原稿の種類: 原稿は医薬の歴史, およびそれに関連のある領域のものとする. ただし他の雑誌 (国内国外を問わない) に発表したもの, または投稿中のものは掲載しない.
 - (イ) 原報: 著者が新知見を得たもので和文, 英文のいずれでもよい. 原則として図版を含む刷り上り 8 頁以内 (英文は 6 頁以内) とし, 刷り上り頁数は偶数であることがのぞましい.
 - (ロ) ノート: 原報にくらべて簡単なもので, 断片的あるいは未定の研究報告でもよい. 和文・英文どちらでもよい. 図版を含む刷り上り 2 頁または 4 頁とする.
 - (ハ) 史伝: 医薬に關係した人, 所, 事蹟等に関する論考, 刷り上り 6 頁以内とする.
 - (ニ) 総説: 原則として本会から執筆を依頼するが, 一般会員各位の寄稿を歓迎する. そのときは予め連絡していただきたい, 刷り上り 6 頁以内とする.
 - (ホ) 雜録: 見学, 紀行, 内外ニュースなど会員各位の寄稿を歓迎する. 刷り上り 2 頁以内とする.
3. 原稿の体裁: 日本薬学会投稿論文執筆規定 (ファルマシア第 4 卷 1 号に掲載されている) に従うこと. 和文は楷書で平がな混り横書きとし, かなづかいは現代かなづかいを用い, 漢字は止むをえない場合のほかはなるべく当用漢字で書くようにつとめること, なお原報およびノートには簡潔な英文要旨を著者において作成添付すること (英文の場合は和文要旨を同様に付すこと).
和文原稿は薬学会所定 400 字詰原稿用紙またはこれに準じたものを用いること (原稿用紙 4 枚が刷り上り 1 頁にはほぼ相当する). 英文原稿は良質厚手の国際判 (21×28 cm) の白地タイプ用紙を用い, 黒色で 1 行おきにタイプ印書すること.
4. 原稿の送り先: 本原稿 1 部, コピー 1 部を「(郵便番号 101) 東京都千代田区神田駿河台 1-8, 日本大学理工学部薬学科内, 日本薬学会 滝戸道夫」宛に書留で送ること. 封筒の表に「薬史学雑誌原稿」と朱書すること. 原稿到着日を受理日付とし, 到着と同時に投稿者にその旨通知する.
5. 原稿の採否: 原稿の採否は編集委員会で決定する. 不採用または原稿の一部訂正を必要とするときはその旨通知し, 編集技術上必要があるときは原稿の細部の体裁を変更することがある.
6. 投稿料, 別刷料および図版料: 投稿者はその原稿が印刷発行されてから 1 カ月以内に, 原報, ノート, 史伝, 総説 (依頼されたものを除く) は和文刷り上り 1 頁につき 800 円, 英文刷り上り 1 頁につき 1,200 円を払込むこと.
版下料, 凸版料, 写真製版料については別に実費を申し受ける.
著者には別刷 50 部を送付する. 規定以上の別刷部数を希望するときは, 投稿の際にその部数を申込むこと. 50 部をこえる分については実費を徴集する.
7. 正誤訂正: 著者校正を 1 回行なう. 論文出版後著者が誤植を発見したときは, 発行 1 カ月以内に通知されたい.
8. 発行期日: 原則として毎年 6 月および 12 月の 2 回とし, 各 20 日を発行日とし, 受理年月日順に掲載する.

編集幹事：長沢元夫、川瀬清

昭和55年（1980）6月25日 印刷 昭和55年6月30日 発行

編集兼発行人：東京都千代田区神田駿河台1-8 滝戸道夫
日本大学理工学部薬学科内

日本薬史学会

印刷所：東京都文京区後楽2-21-8 サンコー印刷株式会社

滋養強壯生薬製剤

八珍四物湯



■■■■■ 適応症 ■■■■■

次の場合の滋養強壯：
肉体疲労・血色不良
冷え症・胃腸虚弱
食欲不振・病中病後
虚弱体质



エスエス製薬株式会社

東京都中央区日本橋浜町2-12-4